運用受託機関の責任投資対応状況

2021年10月1日

鹿児島県病院企業年金基金

資料作成日：2021年10月1日

責任投資とは

受託機関は単なる金儲けの投資をしてはいけない。

責任投資

責任投資とは、短期的な利益の追求ではなく、今後影響を受ける将来の世代に対してより良い未来を築くために「責任ある投資家」として投資が環境や社会に与える中長期的な影響にも目を向け、市場全体の持続的な成長と中長期的なリターンの向上を目指す投資をいう。

責任投資はどうあるべきかが示されてきた。

責任投資原則

Principles for Responsible Investment の頭文字をとってPRIと呼ばれることもある。2006年に国連グローバルコンパクトと国連環境計画・金融イニシアティブのパートナーシップにより制定された。機関投資家が、E:環境、S:社会、G:ガバナンスなどのESG課題を投資分析と意思決定プロセスに組み込むことを中心とした6つの原則からなる。

スチュワードシップコード

機関投資家による投資先企業の中長期的なリターン拡大を促すことを目的とした行動原則のこと。最初のスチュワードシップコードは、2010年に英国で策定された。日本版スチュワードシップコードは、2014年、安倍政権の成長戦略の一環として、「企業の持続的成長を促す観点から、機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たす」ことを目的に策定された。

SDGs

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた。地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを基本方針に、17の目標と169のターゲットから構成される。

三菱UFJ信託銀行

三菱UFJ信託のスチュワードシップ活動について

三菱UFJ信託銀行受託財産部門は、責任ある機関投資家として日本版スチュワードシップ・コードを受入れており、本コードの趣旨に沿ったスチュワードシップ責任を果たすため、以下の体制のもとスチュワードシップ活動に取り組んでおります。

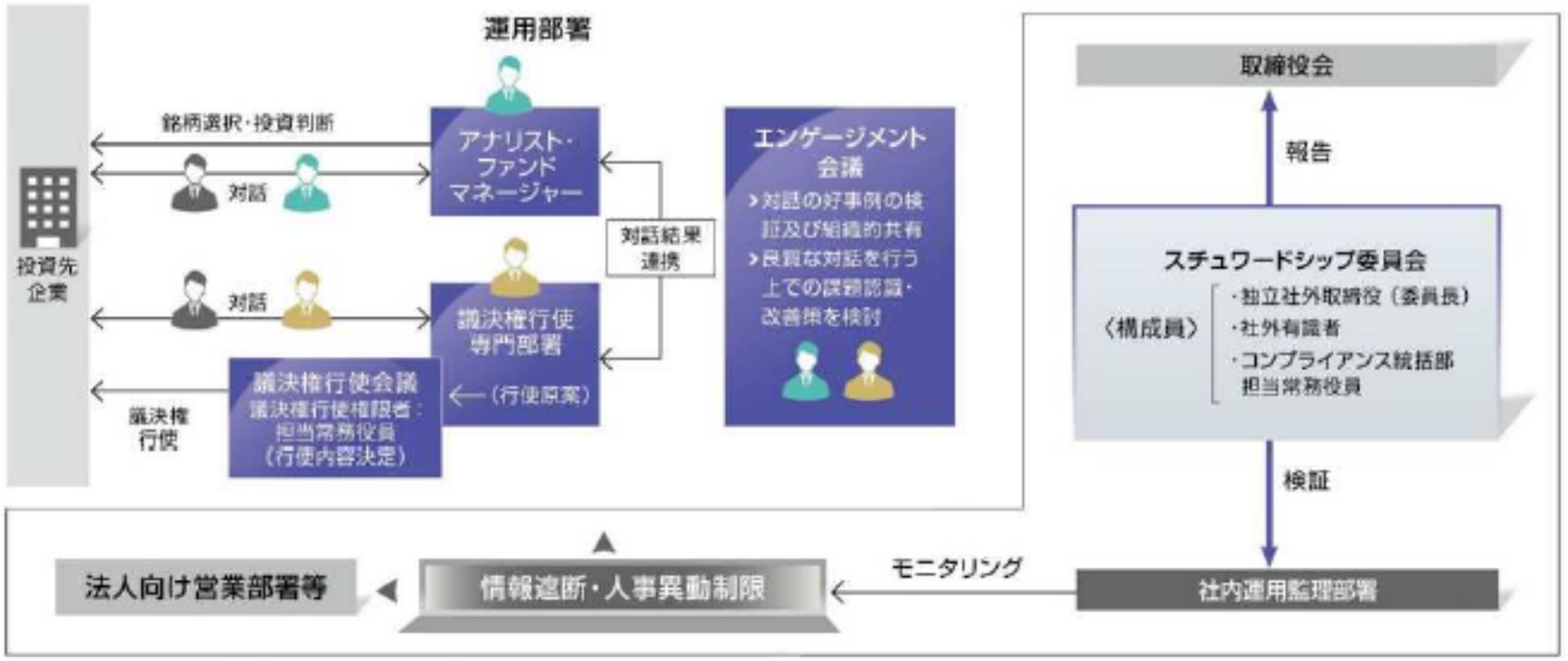

利益相反管理

- 私たちは、信託業務と銀行業務を兼営しており、それぞれの業務における取引に際して、利害が対立し得るとの前提のもと、チャイニーズ・ウォールによる徹底的な利益相反管理を行い、利益相反の弊害により顧客・受益者の利益を不当に害することのないよう取り組んできました。
- 具体的には、受託財産運用において利益相反の生じ得る事象を特定した上で、情報遮断、人事異動制限等の利益相反を回避するための各種施策を実施しています。

スチュワードシップ委員会

- スチュワードシップ活動（受託財産運用における議決権行使、エンゲージメント活動および投資活動）が、顧客・受益者の利益最大化を確保するために十分かつ適正であることを検証する機関として、「スチュワードシップ委員会」を設置しています。
- 本委員会は、独立性・中立性を確保するため、取締役会傘下の組織とし、構成員の過半数を社外第三者としています。本委員会では、議決権行使等に係る各方針・ルールや取組状況等の適切性、情報遮断に係る違反事例（の有無）等について調査審議が行われます。本委員会による検証結果については取締役会へ報告すると共に、本委員会として改善が必要な場合は取締役会が是正を行います。

【詳210610 -3-1】

三菱UFJ信託のESG・責任投資への取り組みについて①

■責任投資活動の歩み

- 当社は、わが国においていち早くESGに着目し、業界に先駆けて議決権行使の専門部署を設置し持続的な企業価値向上に向け、コーポレートガバナンスの向上に注力してきました。
- 責任投資原則(PRI)には、発足と同時に署名しました。スチュワードシップ・コードの受け入れを機に、エンゲージメントの高度化を推進しています。

■MUFG AM 責任投資ポリシー

- 2019年7月、「MUFG AM 責任投資ポリシー」をMUFGの運用各社(※)と共に策定しました。これは、受託財産に係る全ての運用資産に対し、ESGの視点を組み込むことをPRI(責任投資原則)の6原則に沿って明言したものです。
- 今後は、MUFG AM 責任投資ポリシーを私たちの活動の指針の1つとして、ESG推進のための取り組みに一層力を入れてまいります。

※ 三菱UFJ国際投信、MU投資顧問、Mitsubishi UFJ Asset Management(UK)

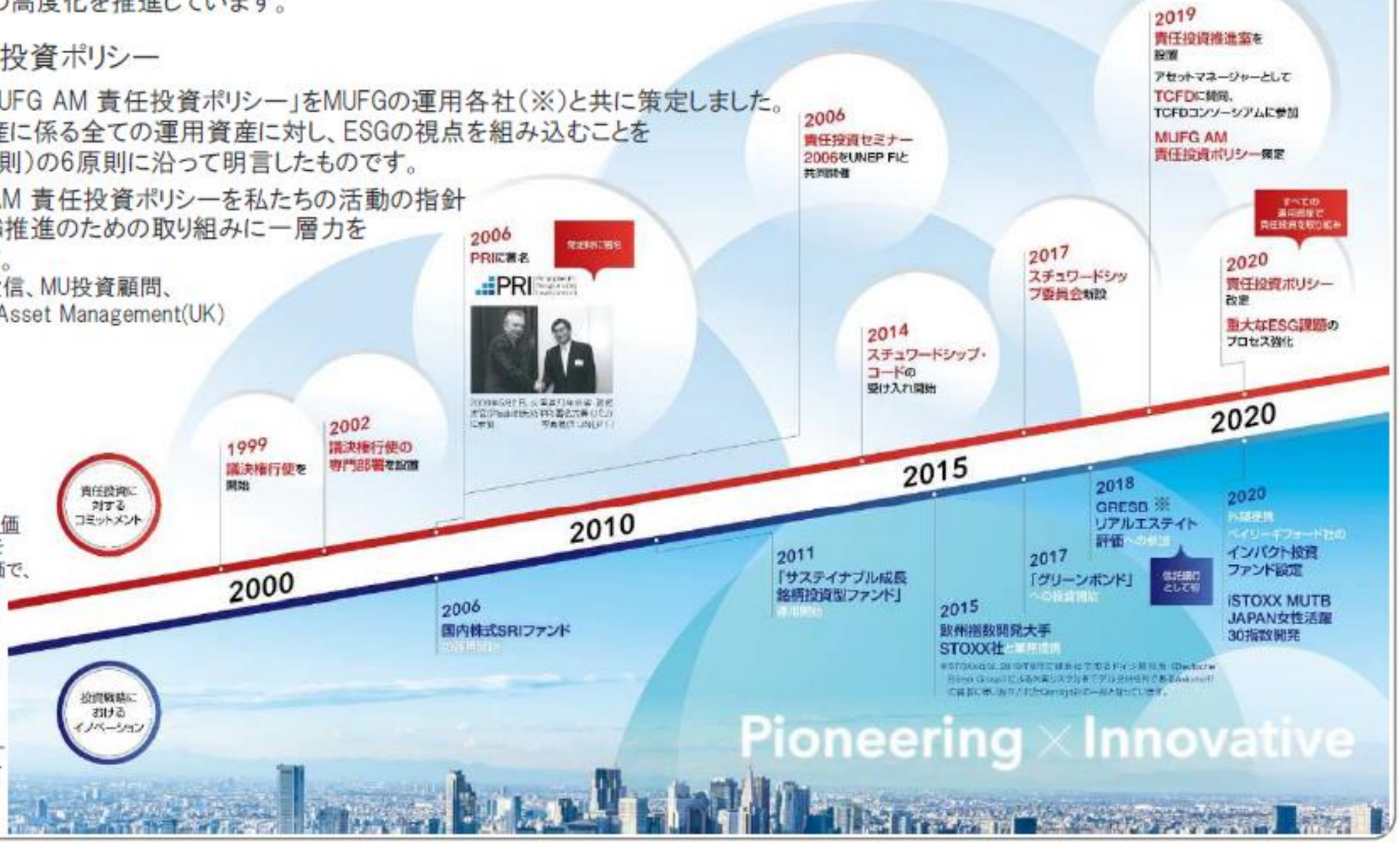

※ GRESBリアルエステイト評価
不動産セクターのESG配慮を測る年次のベンチマーク評価で、欧州の主要年金基金がESGへの配慮を不動産投資にも適用するために創設、投資判断や投資家との対話に活用されています。
また、建物レベルでの環境認証を行うCASBEEやLEEDと異なり、会社・ポートフォリオレベルでの評価指標となっています。

三菱UFJ信託のESG・責任投資への取り組みについて②

■ESGを考慮した投資判断

➢ 弊社の運用プロセスにおいて、ESGインテグレーションやネガティブスクリーニングの手法を通じて、ESGの観点を取り入れています。

ESGインテグレーション（国内株式）

➢ アナリスト・ファンドマネージャーは、財務分析に加えて、ESGに関する15項目について分析・業種内比較を行い、スコア化し、その評価を企業価値評価に反映させています。

➢ 国内株式のマネージャーアクティブ運用では、企業価値評価にあたり業績予想と資本コスト算出の2段階でESG要素を考慮するプロセスを導入しています。

➢ なお、ESGの評価に際しては、弊社のESGデータベースの活用（ESGスコア）や、投資先企業の統合報告書等の開示情報を精査の上、「目的を持った対話」（エンゲージメント）を経て、行っています。

ESGインテグレーション（クレジット）

➢ クレジット運用では、通常の財務リスク評価に加え、非財務情報を中心としたESGリスク評価を行い、ポートフォリオ構築の重要な判断材料として活用しています。

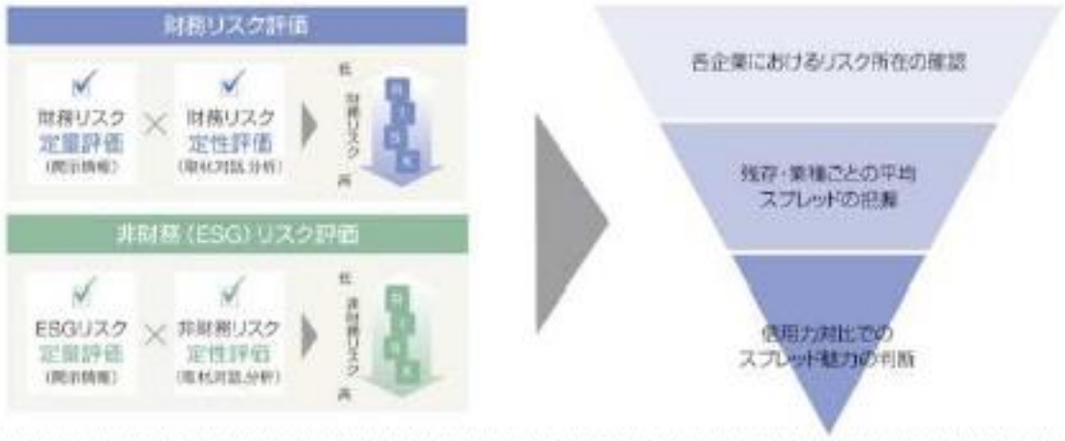

ネガティブスクリーニング

➢ グローバル国債運用では、独自のモデルで基準に満たない対象国を除外。また国内外株式クオンツ運用では、非人道兵器関連企業やESGスコアが一定水準を下回る企業を除外しています。

三菱UFJ信託のESG・責任投資への取り組みについて③

■重大なESG課題

- ESGを通じた企業価値向上のために対話すべき内容を「重大なESG課題」として定め、エンゲージメントで活用しています。
- 「重大なESG課題」は運用資産における影響度やエンゲージメントの実効性等も評価して選定しました。
- 「重大なESG課題」を全ての運用資産・運用戦略で考慮し、責任投資への取り組みを推進していきます。

重大なESG課題	投資先とエンゲージメント等を行う具体的な課題例
ガバナンス体制	取締役会構成/政策保有株式/役員報酬/取締役会の実効性
情報開示	リスク分析/リスクと機会/情報開示に関する第三者保証
気候変動	GHG削減/エネルギー効率/レジリエンス
人権・ダイバーシティ	ダイバーシティ/インクルージョン/雇用
健康と安全	労働・製品安全/働きやすい環境

■外部機関からの表彰

- アジア・パシフィック地域の資産運用関連情報を発信する専門誌「Asia Asset Management誌」から「Best ESG Manager in Japan」(2021)として表彰されています。
- 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(通称:21世紀金融行動原則)」より、2020年度の最優秀取組事例として「環境大臣賞(総合部門)」を受賞しました。

Asia Asset Management
The Journal of Investments & Pensions
2021 Best of the Best Awards
(Updated on 22.01.21)

※環境大臣賞授賞式の様子(右写真)

■グローバルなイニシアティブへの参画

- 私たちは、三菱UFJフィナンシャル・グループの署名する「国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)」を始め、グローバルな各種イニシアティブに参画しています。
- UNEP FIの推進するPRI(責任投資原則)は、署名団体の自己報告に基づいて評価(A+～E)をしており、私たちは総合評価でA+、全ての項目でA以上の評価を取得しています。

UNEP FINANCE INITIATIVE
WE SUPPORT UN GLOBAL COMPACT
Climate Action 100+ Global Investors Driving Business Transition
CDP DISCLOSURE INSIGHT ACTION
GIIN MEMBER
PRI Principles for Responsible Investment
TCFD TASK FORCE on CLIMATE-RELATED FINANCIAL DISCLOSURES
30% Club GROWTH THROUGH DIVERSITY

PRIアセスメント結果

		2020	
		三菱UFJ信託銀行	中央値
戦略とガバナンス(総合評価)		A+	A
上場株式投資におけるESGの統合		A+	A
上場株式におけるアクティブオーナーシップ		A+	B
	エンゲージメント	A+	
	議決権行使	A+	
債券投資(国債等)		A+	B
債券投資(社債等)		A+	B
外部委託 上場株式		A	A
外部委託 債券投資(国債等)		A	B
外部委託 債券投資(社債等)		A	A
外部委託 プライベートエクイティ		A	A
外部委託 不動産		A	A
外部委託 インフラストラクチャー		A	A

議決権行使活動の取組み

議決権行使

三菱UFJ信託銀行は、議決権行使を通じてスチュワードシップ責任を果たし、ESG課題の解決へと繋げていきたいと考えています。
議決権行使基準をベースに個別の企業・議案の状況を考慮して判断を行い、
賛否の理由を開示することで、透明性の維持・向上及び投資先企業の企業価値向上に資するよう努めています。

考え方と対応方針――企業価値向上に資する議決権行使を、透明性の高いプロセスで

三菱UFJ信託銀行は、受託財産の運用に際して、専ら顧客・受益者のために投資収益の増大を図ることを目的として、原則として全ての保有株式について自らの責任と判断のもと議決権の行使を行います。

運営においては、適切性と透明性を確保すべく、議決権行使基準「議決権行使に係るガイドライン」を定め、具体的な数値基準及び定性判断基準はWebサイトに公表しています。

なお、この基準をもって形式的に判断するのではなく、投資先企業との対話の内容や状況を踏まえ、企業の持続的成長に資すると考える場合には、基準と異なる判断を行うことがあります。

行使結果については、集計結果に加え、個別企業及び議案ごとに行使結果及び賛否の理由を開示することで、プロセスの一層の透明性向上を図っています。

議決権行使基準「議決権行使に係るガイドライン」の改定

ガイドラインは、投資先企業の企業価値向上に資するものとなるように、定期的に、少なくとも年に1回は見直しを実施することとしています。

2021年度の改定内容

ストックオプション・株式報酬などの付与対象者

中長期的な企業価値向上の観点から各取締役の役割に応じた役員報酬体系を考える上で、社外取締役への株式報酬付与も選択肢の一つとして検討することは、取締役会の実効性がより高まると期待し、当該基準を変更しました。

基準	旧（～2021年3月）	新（2021年4月～）
ストックオプション・株式報酬など（対象者）	・社外取締役・監査等委員である取締役、監査役、社外者（子会社の役職員は対象者として妥当）などに付与する場合は反対。 ・なお、社外取締役、監査等委員である取締役への付与については、金額が過大でない場合（公正時価で5百万円以下）、賛成とする。	・監査役、社外者（子会社の役職員は対象者として妥当）などに付与する場合は反対。

国内株式の議決権行使結果（2020年7月～2021年6月）

今年度の行使結果は以下の通りです。

会社提案		2020年7月-2021年6月 合計	賛成	反対	反対比率	反対比率 前年同期比
会社機関に関する議案	取締役の選解任	17,372	12,710	4,662	26.8%	-6.3%
	監査役の選解任	1,711	1,474	237	13.9%	-2.8%
	会計監査人の選解任	70	70	0	0.0%	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬※1	967	863	104	10.8%	0.1%
	退任役員の退職慰労金の支給	119	14	105	88.2%	-1.7%
資本政策に関する議案（定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,427	1,406	21	1.5%	-0.3%
	組織再編関連※2	55	55	0	0.0%	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	56	5	51	91.1%	-1.3%
	その他 資本政策に関する議案※3	83	83	0	0.0%	0.0%
定款に関する議案		511	507	4	0.8%	-1.3%
その他の議案		6	3	3	50.0%	0.0%
合計		22,377	17,190	5,187	23.2%	-5.1%

※1 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与など
※2 合併、事業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割など
※3 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合など

株主提案	2020年7月-2021年6月 合計	賛成	反対	反対比率	反対比率 前年同期比
合計	193	7	186	96.4%	5.6%

※ 議案数については、取締役の選解任議案、監査役の選解任議案及び会計監査人の選解任議案を候補者単位でカウント

主な議案の行使状況

・取締役選任議案 ------- 社外取締役候補者が独立性の観点から問題があると考えられる場合や、社外取締役が取締役総数の1/3に満たない場合などに反対

・監査役選解任議案 ---- 社外監査役候補者が独立性の観点から問題があると考えられる場合や、監査機能の低下が懸念されることから監査役が減員になった場合などに反対

・退職慰労金支給議案 --- 取締役会の恣意的かつ不透明な支給を抑制するため支給金額の開示がない場合や、経営の監視・監督としての機能が求められる監査役・社外取締役等への支給が行われる場合などに反対

・買収防衛策議案 ------- 独立性のある社外取締役が取締役総数の一定比率を下回る場合などに反対

三井住友信託銀行

「責任ある機関投資家」として、投資リターンの最大化というゴールを目指す。

当社は「責任ある機関投資家」として、エンゲージメント、議決権行使、ESG課題への対応を三つの柱としてスチュワードシップ活動を推進しています。投資先企業の企業価値向上に資するスチュワードシップ活動を行うことを通じ、お客さまからお預かりしている資産の中長期的な投資リターンの最大化というゴールを目指します。そして、その全ての基盤がフィデューシャリー・デューティーの実践です。当社は、スチュワードシップ活動に関する利益相反の適切な管理がフィデューシャリー・デューティーの向上につながると考え、利益相反管理を適切に行っております。

エンゲージメント 1

当社では、エンゲージメントを「企業にベストプラクティスを求める機会」と位置づけて、中長期的な企業価値向上に資する意見表明を行っています。エンゲージメントにおいては、企業の経営実態や事業状況を適切に把握することが重要です。当社では、ESGの専門家であるスチュワードシップ推進部の担当者と、産業企業分析のプロであるリサーチ運用部のアナリストが協働し、独自の非財務情報評価の仕組みMBIS®*を用いて、ESG視点と事業視点を融合した深みのあるエンゲージメントを行っています。また、グローバルでは東京、ニューヨーク、ロンドンのネットワークを活用し、当社独自の投資先企業へのエンゲージメントの他、各種イニシアチブを通じた活動や投資先企業以外のステークホルダーへのエンゲージメントを展開しています。

議決権行使 2

当社では、議決権行使を「ガバナンスのミニマム・スタンダードを求める機会」と位置づけ、ガバナンスに関する意見表明手段の一つと考えています。当社が議決権行使において重視するポイントは、①株主利益を尊重した質の高いガバナンス、②持続的成長に向けた効率的な株主資本の活用、③企業価値毀損につながる事態が発生した場合の適切な対処、の3点です。これらを判断基準として規定した詳細な議決権行使ガイドラインを公表しています。また、議決権行使に関する企業とのエンゲージメントも積極的に実施しています。

ESG課題への対応 3

投資先企業の中長期的成長に影響を及ぼしうる「ESG」への対応も重要です。ESGは財務情報に表れない非財務領域の課題であり、時間の経過とともに企業価値に大きなインパクトをもたらす可能性があります。当社は従来からESG課題に積極的に取り組んでおり、投資の意思決定にESGの考慮を求めたPRIには、設立時の2006年5月に署名しました。PRIを起点とするさまざまな国際的イニシアチブにも参画して、グローバルベースで先駆的なESG活動を行ってきました。当社はPRI署名機関として、投資の意思決定に際してESGを考慮することにより、アップサイドポテンシャルの追求とダウンサイドリスクの抑制に努め、お客さまの中長期的な投資リターンの最大化を目指しています。

当社のスチュワードシップ活動の推進体制

当社のスチュワードシップ活動は、スチュワードシップ推進部が主体となり経験豊富なリサーチ運用部のアナリストと協働して行います。国内では独自の活動に加え「(社)機関投資家協働対話フォーラム(IICEF)」のプラットフォームを活用した協働エンゲージメントを行っています。グローバルベースでは、海外企業に対する東京からの現地訪問や、ニューヨークやロンドン拠点からの独自のエンゲージメントに加え、グローバル・イニシアチブを通じたエンゲージメント、LGIM社との協業を活用した活動を行っています。それらの活動全般に関してはスチュワードシップ活動全般を審議する「スチュワードシップ会議」、加えて独立した社外有識者が過半を占める「スチュワードシップ活動諮問委員会」において報告・審議する仕組みとしています。

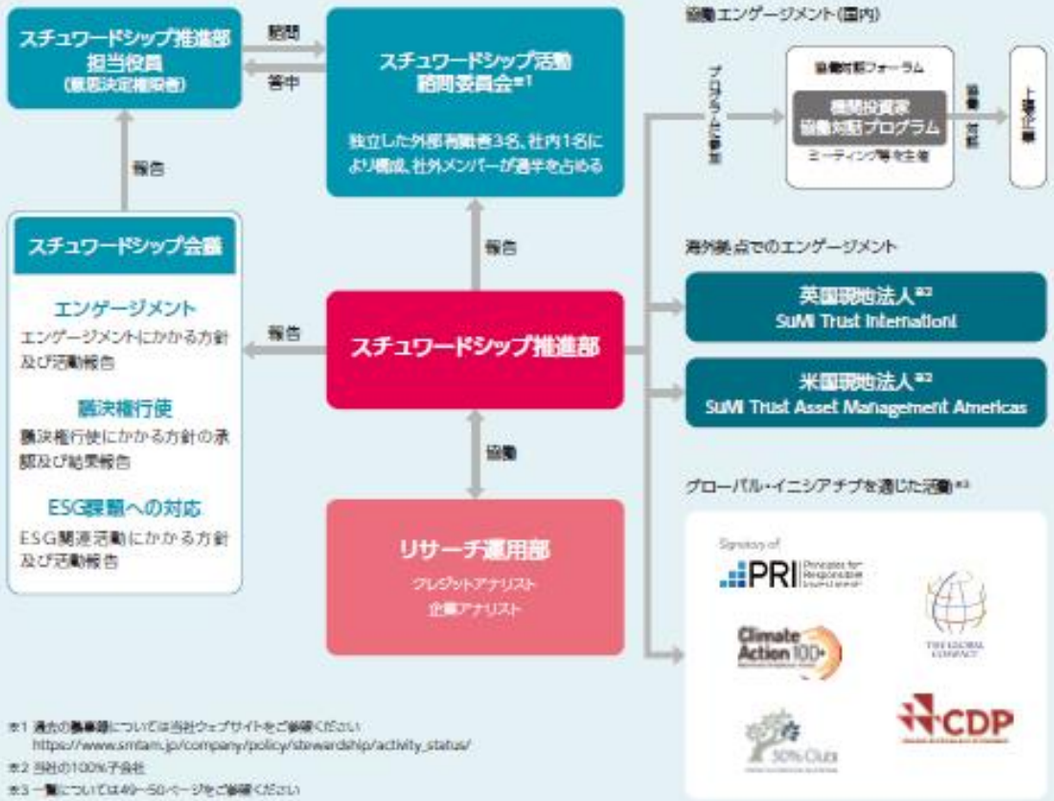

※1 過去の審議内容については当社ウェブサイトをご参照ください
https://www.smtam.jp/company/policy/stewardship/activity_status/
※2 当社の100%子会社
※3 一覧については49~50ページをご参照ください

利益相反管理

三井住友トラスト・グループは、「三井住友トラスト・グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」を制定・公表しています。当社は、本方針に基づき、お客さま本位の商品・サービスの提供に向けた取り組みを進めています。スチュワードシップ活動の推進とともに、同活動に関する利益相反の適切な管理がフィデューシャリー・デューティーの実践・徹底につながると考え、利益相反管理体制を整えています。

●利益相反管理体制について

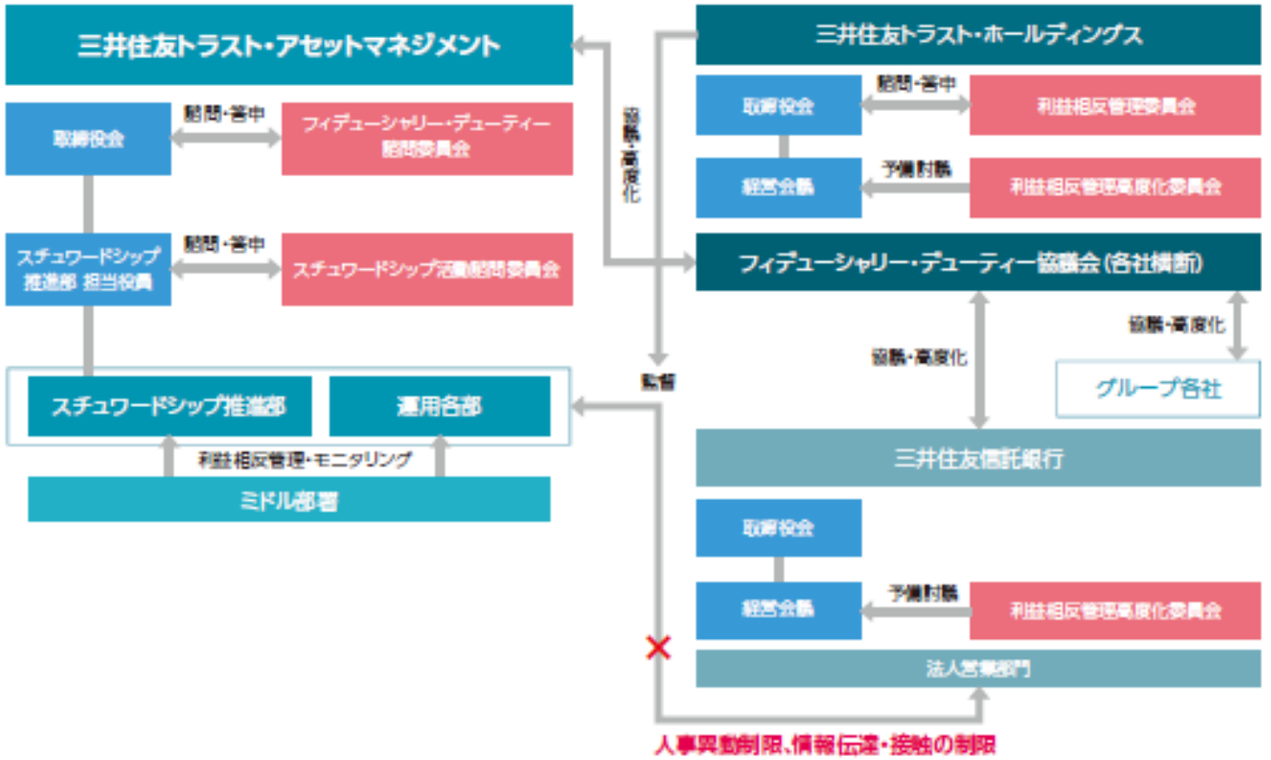

トップダウンエンゲージメント活動
～ESG12テーマの設定～

当社は従来、気候変動問題、水資源・海洋汚染問題、ガバナンス改革の後押し、ESG情報開示の促進の4大テーマを注力テーマとして掲げてきました。2019年9月にESG投資ポリシーを制定し、その中でESGマテリアリティを特定しましたが、それを基に、トップダウン型エンゲージメント活動を更に高度化することを目的として、新たに12のESGテーマを設定しました。

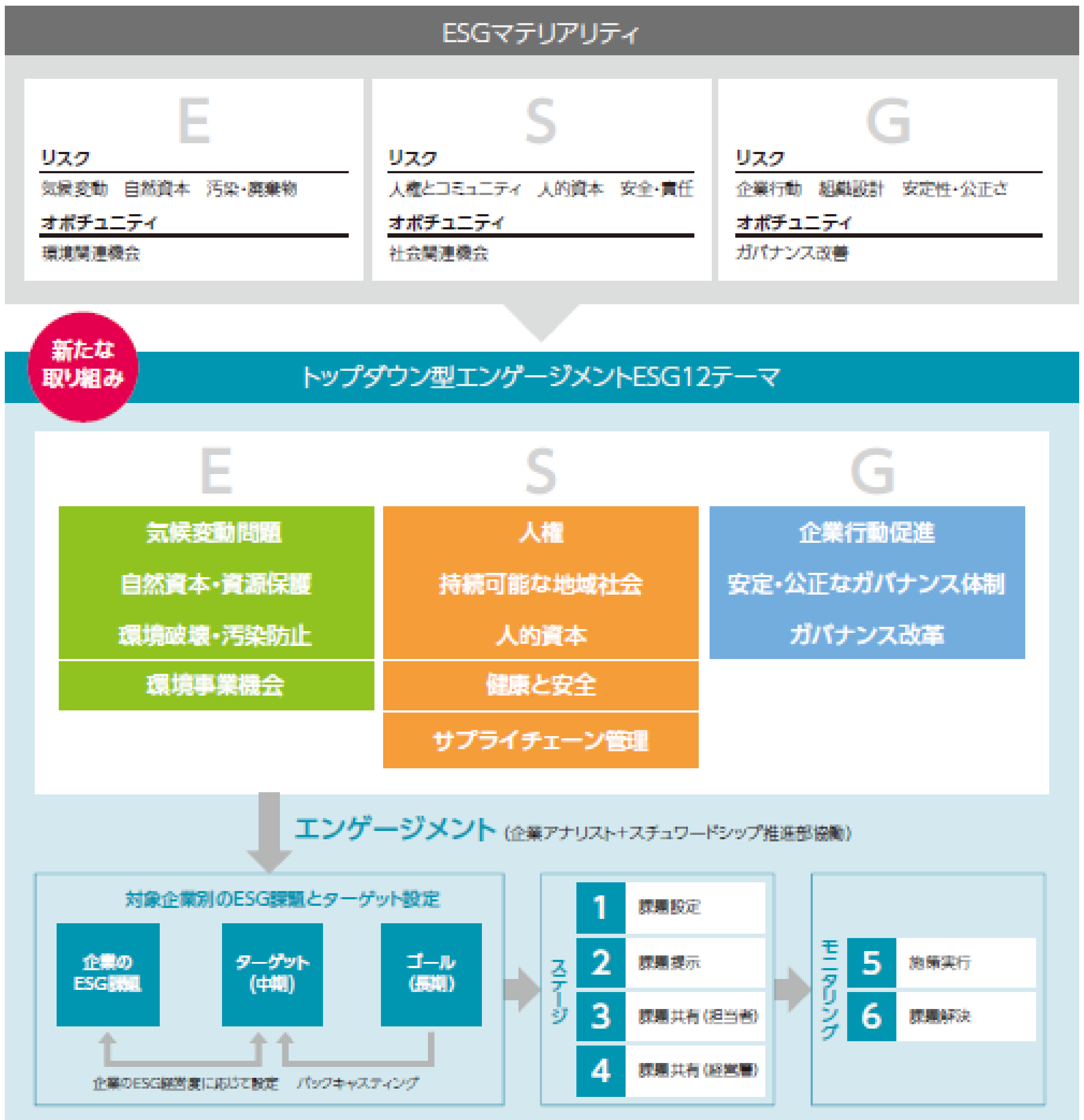

投資先企業の中からESGテーマごとにトップダウンで対象企業を選定したうえで、当該企業ごとのESG課題、ESG経営度に応じて、各ESGテーマのゴール（長期目標）、及びバックキャスティングによるターゲット（中間目標）を設定し、エンゲージメント活動を推進します。また、エンゲージメントの進捗状況をESGテーマ別に4つのステージで管理し、その先の施策実行、課題解決までモニタリングします。

このようなトップダウン型エンゲージメント活動と、事業目線を重視したボトムアップ型エンゲージメント活動の両輪により、投資先企業に対し企業価値と社会・環境価値が両立する中長期的な持続性ある成長を促す、当社らしい建設的なエンゲージメント活動を展開していきます。

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）は急拡大が収束した後も、投資先企業の事業活動のあり方に大きな変化をもたらす可能性が高いと考えられます。リモートワーク等を活用した従業員の働き方改革の促進をはじめとして、顕在化したさまざまな社会課題の解決に向けた取り組みが期待されるところです。当社は、アフター・コロナ、ウィズ・コロナを踏まえた投資先企業の経営方針変化も踏まえた対話を実施する方針です。

E

気候変動問題

温室効果ガス排出量は一時的に減少する見通しですが、経済活動再開に伴う増加傾向を回避すべく、グリーンリカバリーは最重要課題です。激甚化する自然災害の頻発は経済活動による温室効果ガス排出量増加が要因とされ、パリ協定に沿った企業行動は経済活動の前提となる地球の持続性の観点で重要と考えており、気候変動問題のエンゲージメント活動をグローバルで継続します。

自然資本・資源保護

企業の経済活動拡大は自然資本・生物多様性への負の影響と連動しており、自然資本・生物多様性に配慮した経済活動への転換が課題です。特に食糧不足、水不足、生物多様性の危機は地球規模の課題であり、食品廃棄ロス削減、水資源確保、自然保護は企業の持続性においても重要課題です。

環境破壊・汚染防止

自然環境の破壊・汚染のうち、森林破壊と海洋プラスチック問題は気候変動問題と並び重要課題です。違法な森林伐採や食糧確保のための農地開発は、森林減少によるCO_2吸収量減少を通じた気候変動増大や生物多様性への悪影響が懸念されます。また、海洋プラスチック問題は海洋汚染防止、生物多様性、循環型経済の実現など多岐にわたる重要課題です。サプライチェーン上で関係する各産業においては取り組み強化が不可欠と考えています。

環境事業機会

ESGはリスク抑制の観点に目が行きがちですが、事業機会としての視点も重視しています。環境対応は短期的なコスト負担はありますが、経済活動拡大と環境負荷増加の連動を解消するうえで、環境負荷低減に資する技術開発や環境貢献製品・サービスの拡大が必要不可欠と考えています。

S

人権

人権はグローバルなビジネス展開をするうえで重要課題です。児童労働や移民労働者の強制労働など、企業は自社のサプライチェーン管理を人権の視点で取り組む必要があると考えます。

持続可能な地域社会

地方の過疎化や公共インフラ老朽化は地域社会の重要課題です。インフラ企業も中長期的な人口減少に伴う持続可能な社会インフラへの転換が必要であり、地域とともに持続性のあるビジネスモデルへの転換を検討する必要があると考えます。

人的資本

長時間労働削減、安全・衛生管理など労働環境改善は引き続き重要課題です。また、リモートワークなど多様な働き方の定着に向けた人事評価・処遇体系などの制度見直し、人材教育、DXなど無形資産投資による製品・サービスの高付加価値化、人的生産性改善の取り組みなどに対する企業の対応を促していく方針です。

健康と安全

健康経営は従業員の離職防止による経済損失抑制が期待されますが、更に一歩進め、従業員満足度向上を付加価値向上・生産性改善につなげるウエルネス経営への移行が望まれます。

医薬品アクセスの問題※については、引き続きグローバルで重要なテーマとして位置づけます。また、足下のコロナ禍、更には薬剤耐性菌の問題などを考えると、感染予防・管理、食の安全、感染症に関する知識の普及など、健康に配慮した経済活動への取り組みが重要と考えます。

サプライチェーン管理

グローバルな経済活動を拡大・持続するうえで、労働、環境、社会問題の解消・抑制に実効性のあるサプライチェーンを構築することが、風評リスクや損失回避に重要だと考えます。また、自然災害激甚化や感染症拡大等に対応したサプライチェーン再構築はリスクマネジメント上も重要な課題だと考えます。

G

企業行動促進

企業がESG経営を実践するうえでは、マテリアリティ特定、KPI設定及び実績開示が重要であり、建設的な対話の前提として適切なESG情報開示が必要です。また、キャッシュリッチ企業の資金の有効活用、低ROE企業や不採算事業を有するコングロマリット企業の事業ポートフォリオ見直しなど、資本効率改善に資する企業行動も引き続き重要課題です。

企業の中期計画で掲げる経営戦略には、従来の延長線上の目標設定にとどまる事例が散見されますが、経営理念と整合的かつ長期経営ビジョンからのバックキャスティングに基づくものになっていることが必要と考えており、そうした観点からも企業行動を促していく方針です。

安定・公正なガバナンス体制

不祥事企業にはガバナンス不全解消を求めます。この他、政策保有株縮減、買収防衛策廃止など経営の規律改善に向けた企業行動を促す方針です。また、親子上場や大株主との関係性、M&A含めた海外事業強化などグループガバナンス体制の見直し・強化が成長戦略とリスク抑制の両面で重要と考えており、改善を促していく方針です。

ガバナンス改革

企業のあるべき姿からのバックキャスティングでの中期目標と現在の延長線上での中期到達点とのギャップを埋めるには、技術革新やビジネスモデル変革が求められます。また、あるべき姿の実現には不断のガバナンス改革が必要であり、積極果敢な執行の後押しができるガバナンス体制が重要です。取締役会のスキルセット見直し、ダイバーシティ経営推進とその第一段階であるジェンダー・ダイバーシティ実現に向けた女性活躍推進、取締役会の実効性を高める独立社外取締役の役割発揮が必要と考えており、さまざまな角度からガバナンス改革を促していく方針です。

※開発途上国や急速な経済成長を続けている新興国を中心に、貧困や医療制度の未整備などの事情により、必要な医薬品や医療サービスが、必要としている人々に届かない問題のこと。

三井住友信託銀行（三井住友トラスト・アセットマネジメント）

国内議決権行使状況

会社提案議案 2019年7月~2020年6月	賛否の状況（会社提案議案全体）			
	賛成	反対	棄権／白紙	反対比率
	18,637	4,703	0	20.1%

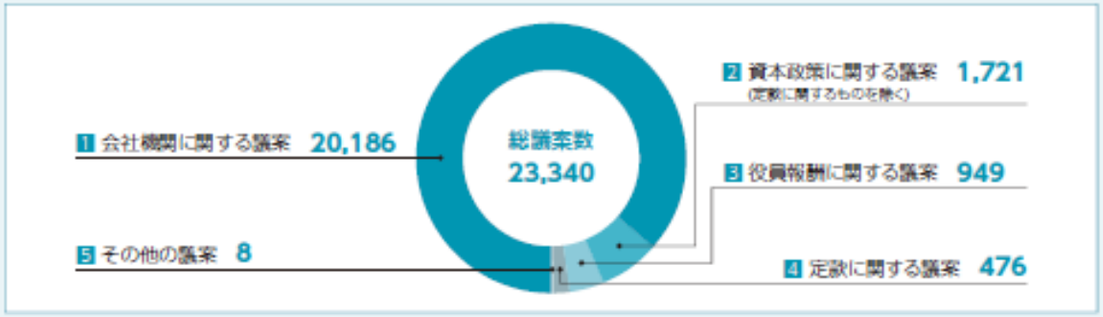

会社提案議案に対する行使状況詳細

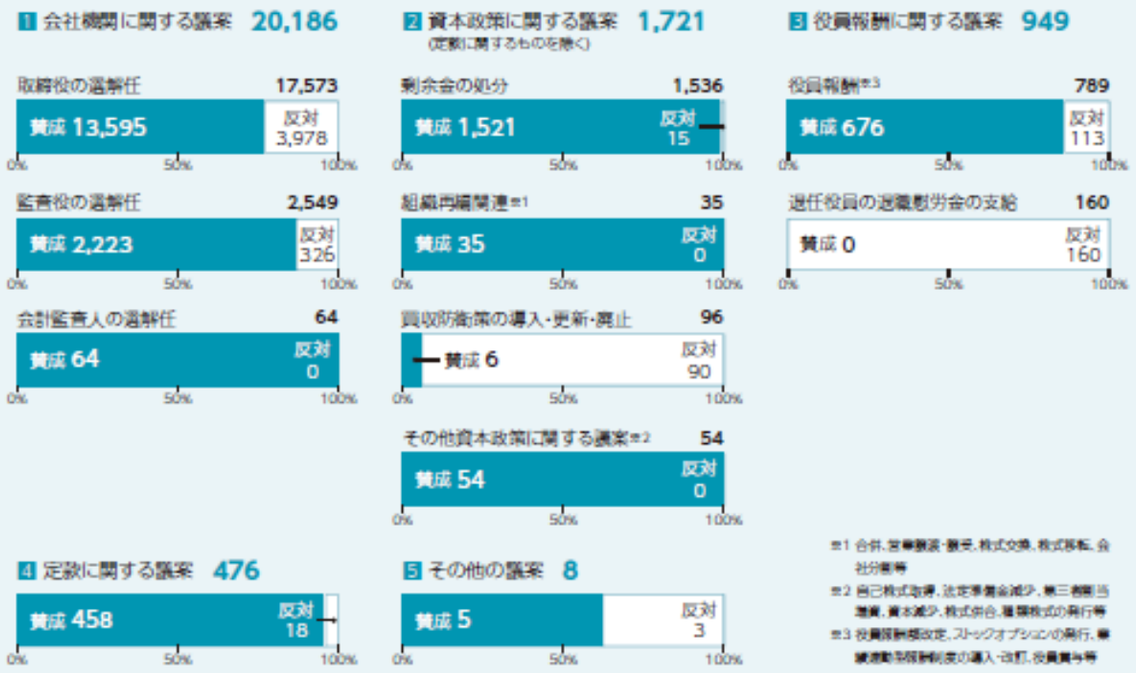

※1 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
※2 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等
※3 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、譲渡制限株式報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

株主提案議案	賛成	反対	棄権／白紙	反対比率
	44	188	0	81.0%

議決権行使結果と反対比率の変化要因
会社提案議案に対する反対比率の前年同期との比較については、2020年1月の当社ガイドラインの改定が反対比率を押し上げる方向で働いたものの、投資先企業において社外取締役の増員が行われるなどコーポレートガバナンス体制の強化に向けた取り組みが進んだことなどから、反対比率は小幅な上昇にとどまりました。

貸株取引については、貸出限度を設けて議決権確保に留意することとしています。また、貸出限度外の株式において確保した議決権については、当社の議決権行使の考え方に沿った行使を行う運営としています。

海外議決権行使状況

会社提案議案 2019年7月~2020年6月	賛否の状況（会社提案議案全体）			
	賛成	反対	棄権／白紙	反対比率
	35,645	4,013	0	10.1%

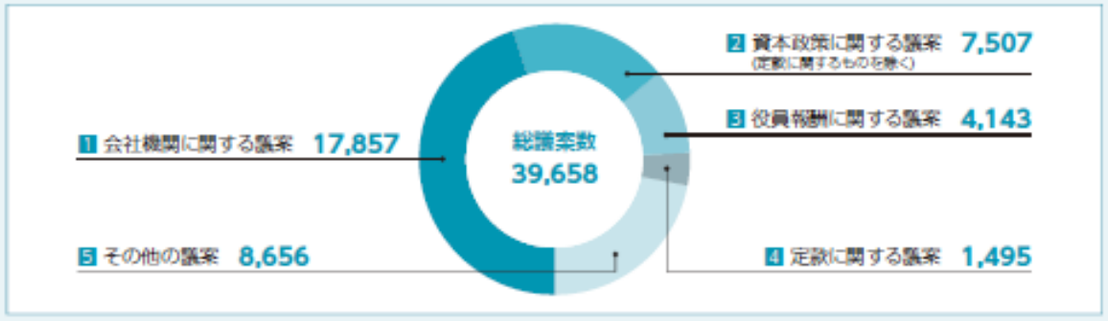

会社提案議案に対する行使状況詳細

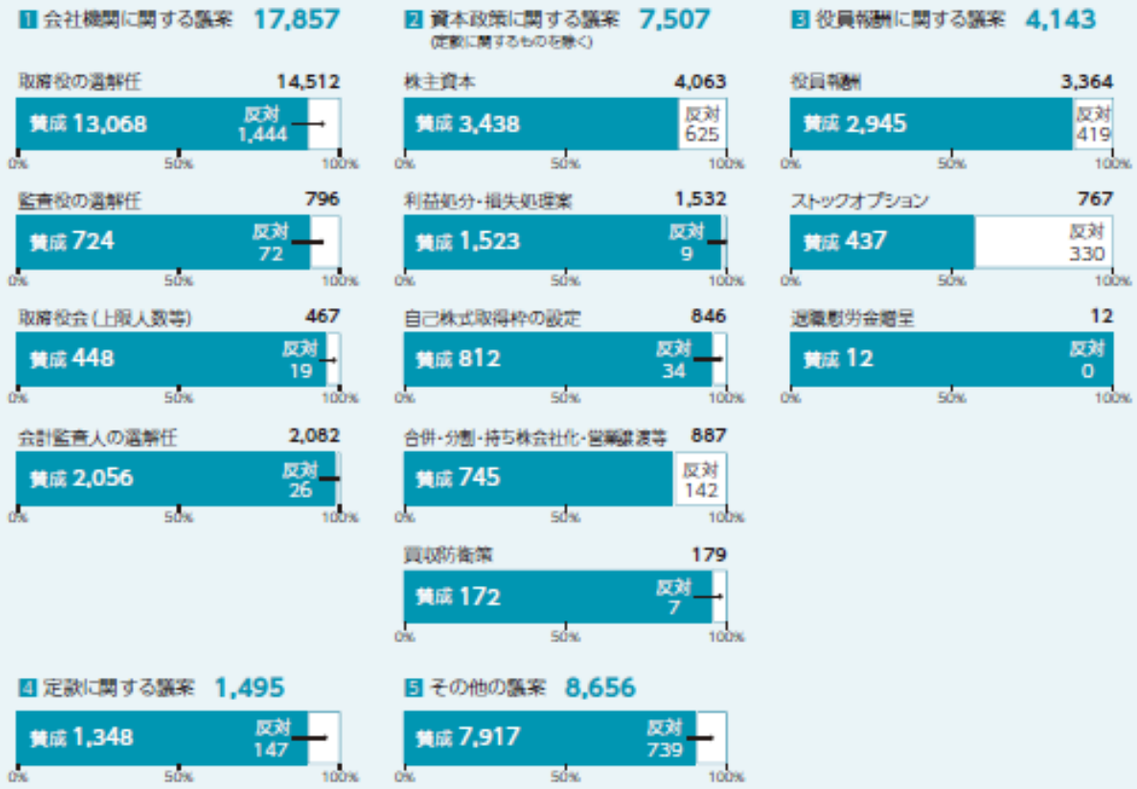

株主提案議案	賛成	反対	棄権／白紙	反対比率
	1,250	435	0	25.8%

ESGインテグレーション

当社では重要なサステナビリティ課題を12項目からなる「ESGマテリアリティ」として特定しています。この「ESGマテリアリティ」に照らし合わせた、独自及び外部データによる定量評価を加味したESG投資評価をポートフォリオの特性に合わせて考慮することで投資判断に反映し、ESGインテグレーションを実践しています。

	E(環境)	S(社会)	G(ガバナンス)
リスク	Climate Change (気候変動)	Human Rights & Community (人権とコミュニティ)	Behavior (企業行動)
	Natural Capital (自然資本)	Human Capital (人的資本)	Structure (組織設計)
	Pollution & Waste (汚染・廃棄物)	Security & Liability (安全・責任)	Stability & Justice (安定性・公正さ)
機会	Environmental Opportunities (環境関連機会)	Social Opportunities (社会関連機会)	Governance Improvement (ガバナンス改善)

1 ESGマテリアリティ

重要なサステナビリティ課題を「ESGマテリアリティ」として特定しています。SDGs、SASB（米国サステナビリティ会計基準審議会）などを考慮しています。

2 MBIS※注1

MBIS®は、非財務情報を評価する当社独自の仕組みで、国内株式、国内債券について2015年から運用しています。アナリストのカバー企業について、提供する商品・サービスの付加価値の高さやその持続性、付加価値の提供を支えるガバナンス体制、持続的成長の基盤となる社会・環境への影響度など、財務情報では表現し切れない「非財務情報」を収集・分析・評価しています。MBIS®のMは経営（Management）、Bは事業基盤（Business Franchise）、Iは市場動向（Industry）、Sは事業戦略（Strategy）を表しており、ESG課題のリスクの側面への取り組みに対する評価項目をMに、事業化・収益化といったESG課題の機会（オポチュニティ）の側面への取り組みに対する評価項目をSに取り込んでいます。評価にあたっては一部で外部ESGデータベンダー等によるESG評価を活用しています。また、SDGsの概念を取り込んで17のゴールを意識した評価を行っています。

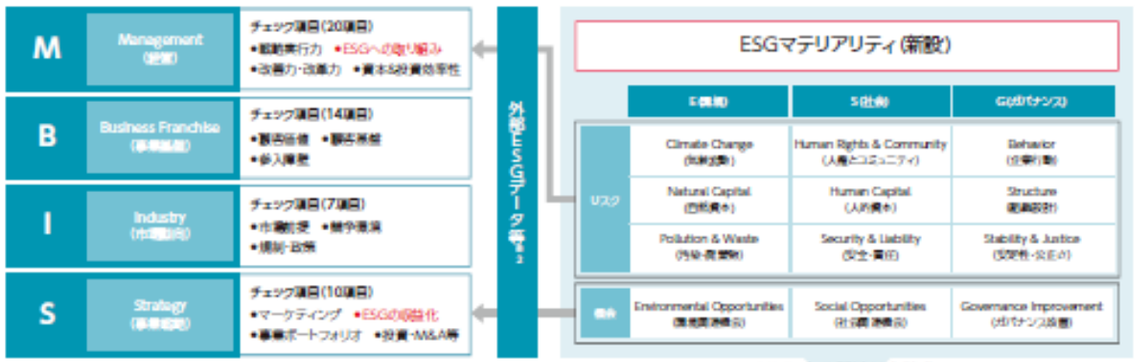

SDGsとの関連性を強化

https://www.un.org/sustainabledevelopment/

※1 MBISは三井住友信託銀行の登録商標です
※2 外部ESGデータ等を参照してアナリストが評価

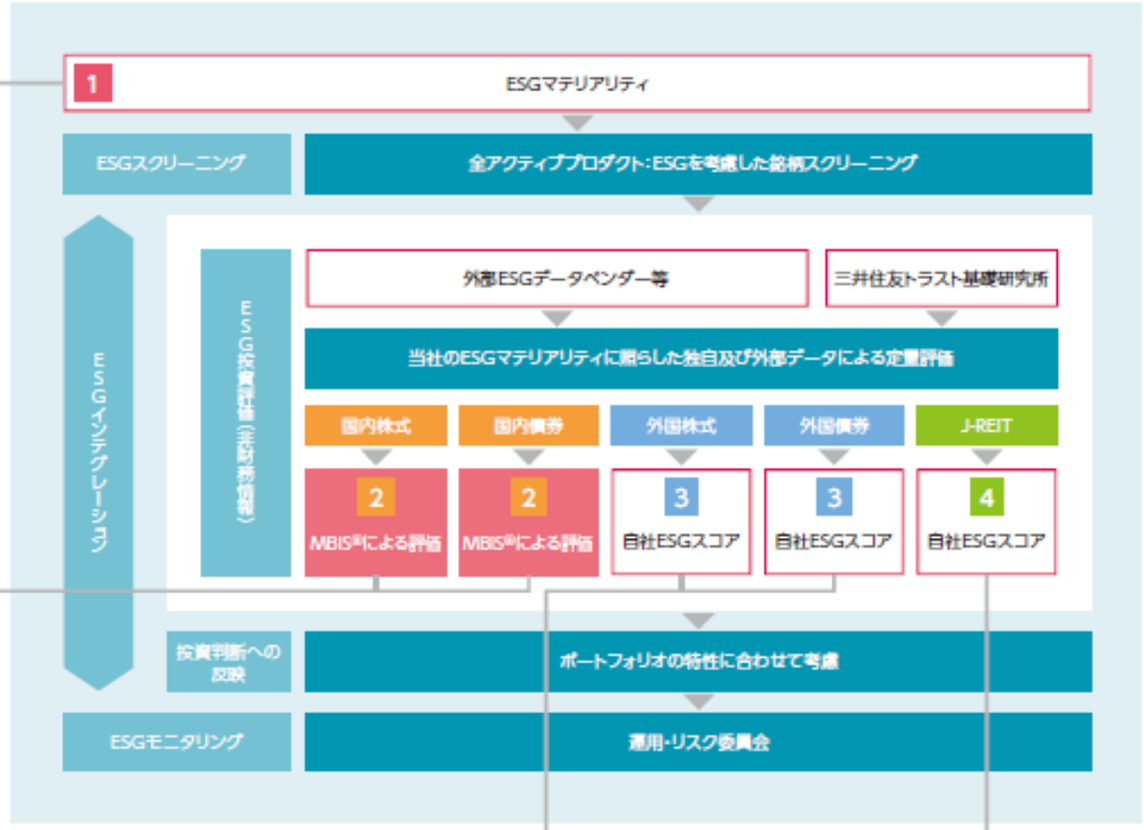

3 自社ESGスコア

国内株式のうちアナリストのカバレッジに入らない企業、海外企業の株式などを対象に自社ESGスコアを付与します。ESGマテリアリティをベースに投資先企業各社のESG課題を特定し、外部ESGデータ等を活用して3段階の評価を行います。株式であれば業績やバリュエーション、事業債であれば信用力評価やスプレッド評価に定性評価として加え銘柄選択に反映しています。

4 J-REIT

J-REIT運用においては、三井住友トラスト基礎研究所の付与するESGスコアを活用したESGインテグレーションを行っています。三井住友トラスト基礎研究所によるESGスコアは、ESG推進体制と、環境、社会、ガバナンスに関する各課題への取り組みの4つの大項目で構成され、それぞれについて独自のチェック項目を設けて評価しています。

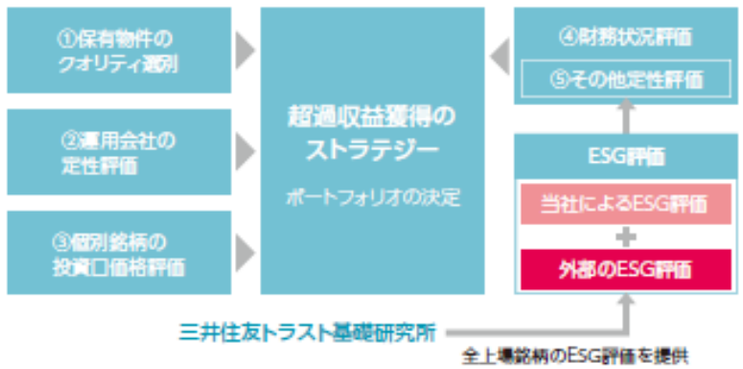

スチュワードシップ・コードへの対応状況

当社はスチュワードシップ・コードの各原則に対し、以下の通り取り組んでいます。引き続き、スチュワードシップ責任を確りと果たしていきます。

	取り組み	自己評価
原則1 方針の策定・公表	2020年3月24日に公表された「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫ 改訂を踏まえ、再賛同ならびに対応方針について当社ウェブサイトで更新しました。	・現時点での対応は適切と考えていますが、今後も必要があると判断した場合には、適宜見直しを行っていきます。
原則2 利益相反管理	・三井住友トラスト・グループ内の運用会社として必要な利益相反管理態勢を整えています。 ・第三者委員会であるスチュワードシップ活動諮問委員会の審議内容について概要を都度公表しました。	・現時点での対応は適切と考えていますが、環境変化等に応じて今後も適宜見直しを検討します。
原則3 的確な把握	・注力テーマを定めたトップダウン・アプローチによるエンゲージメントを推進しました。 ・既エンゲージメント先企業に対する深掘りによってさらなる企業価値向上を目指すとともに、エンゲージメント社数の拡大を進めました。 ・「新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた議決権行使及びスチュワードシップ活動の方針について」をウェブサイト上で発表しました。	・気候変動問題、ガバナンス改革の後押しや情報開示促進などのアジェンダでのエンゲージメントに注力しました。 ・2018年3月までに実証一部の時価総額カバー率90%（累積）の企業に対してエンゲージメントを実施済みです。 ・エンゲージメント実施先企業数は約800社に達しました。当社意見表明内容に則したコーポレート・アクションも増加傾向にあります。 ・新型コロナウイルス感染症は今後も企業の事業活動のあり方に大きな変化をもたらす可能性が高く、それを踏まえたエンゲージメントを行っていく方針を宣言し、実行しました。
原則4 企業との対話		
原則5 議決権行使	・議決権行使結果の全保有銘柄・全議案の個別開示を行いました（2019年10月、2020年1-4-7月）。 ・当社議決権行使ガイドラインに照らして説明を要する判断を行った議案については議案ごとの賛否の理由の開示を開始しました（2020年7月）。 ・親会社株（三井住友トラスト・ホールディングス株）等については、利益相反管理の観点から、当社議決権行使ガイドラインに基づく議決権行使助言会社の助言を活用し、またスチュワードシップ活動諮問委員会の確認を経て利益相反を適切に管理したうえで議決権を行使するものとしていますが、その際、活用した議決権行使助言会社名の公表を開始しました（2020年7月）。 ・議決権行使ガイドラインの改定、公表を行いました（2020年1月）。	・現時点での対応は適切と考えていますが、今後も議決権行使の透明性維持、高度化を図ります。 ・企業を取り巻く環境の変化や企業のガバナンスの変化などを勘案し、今後とも適時・適切に議決権行使ガイドラインの改定を行ってまいります。 ・新型コロナ禍の中、投資先企業の個別事情を十分に配慮しつつ対応しました。今後も緊急事態下においては同様の考え方で対応していきます。
原則6 顧客・受益者への報告	・アセットオーナーに対して当社のスチュワードシップ活動に関する説明を継続しています。 ・2019年11月、2019/2020年版スチュワードシップ・レポートを発行しました。	・アセットオーナーに対する直接のご報告、セミナー開催、スチュワードシップ・レポート発行、ウェブサイトの開示内容充実など、現時点では適切に対応できていると考えています。 ・今後も適時・適切な報告を行うと同時に、活動報告の内容の改善・充実を図ります。
原則7 実力の高度化	・トップダウン型のエンゲージメントや情報発信の強化のための新組織（ESG推進室）をスチュワードシップ推進部内に立ち上げました。 ・2020年7月1日に米国現地法人（Sumitomo Mitsui Trust Asset Management Americas, Inc.）の業務を開始しました。	・トップダウンテーマ型のエンゲージメントや、ESGにかかるグローバル・イニシアチブに関する活動の強化につながると考えます。 ・東京・ロンドンにニューヨークを加えた三極体制の構築により、グローバルに網羅的なエンゲージメントが可能となり、スチュワードシップ活動のより一層の強化につながるものと考えています。

PRI（責任投資原則）への積極的な関与

国連機関が主導して制定されたPRIは、機関投資家の意思決定プロセスにESGを考慮することをうたったものです。発足した2006年4月は100機関が署名し、運用資産総額6.5兆米ドルでしたが、2020年3月時点では署名機関数は3,038、運用資産総額は約103.4兆米ドルまで増加するなど、その位置づけは重要性を増しています。当社は2006年5月に署名し、6つの原則に則った方針を策定し、最新の動向を踏まえた取り組みを行ってきました。

また、PRIはこれらの6原則に関するコミットメントや進捗状況について署名団体の報告に基づいて評価（最高A+、最低E）しています。当社は、右表の通り総じて良好な評価を得ており、総合評価では6年連続で「A+」を獲得しています。当社は、今後もPRIへの積極的な関与を続けるとともに、評価の維持・向上にも取り組んでいきます。

	2020
戦略とガバナンス（総合評価）	A+
上場株式における責任投資への統合状況	A+
上場株式におけるアクティブ・オーナーシップ	A+
エンゲージメント	A+
議決権行使	A+
債券投資（国債等）	A+
債券投資（社債等）	A+

原則1 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスにESGの課題を組み込みます。

当社は、投資先企業の持続的な企業価値の維持・改善を見極める目的から経営の健全度合い、戦略実行力や改革力など非財務情報を分析・評価、更にその分析・評価によって得た知見を運用に活用する取り組み（ESGインテグレーション）を推進します。

原則2 私たちは、活動的な所有者となり、所有方針と所有慣習にESG問題を組み入れます。

当社は、ESG課題に配慮したエンゲージメント及び議決権行使を実施、その活動を通じ投資先企業に対してESG課題への適切な取り組みを促します。

原則3 私たちは、投資対象の主体に対してESGの課題について適切な開示を求めます。

当社は、投資先企業に対しESG課題について適切な開示を求めます。

原則4 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるように働きかけを行います。

当社は、資産運用業界において本原則が受け入れられ実行に移されるように、投資先企業とのエンゲージメントや啓発活動を積極的に推進します。

原則5 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために協働します。

当社は、本原則を実行する際の効果を高めるため、本原則が主導するワーキンググループへの参加やESG課題解決を目的として設立された署名団体に関与し、内外運用機関との連携を行います。

原則6 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

当社は、本原則を実行し、その活動状況や進捗状況に関して本原則で求められる報告書を作成し報告しています。

りそな銀行

責任投資にかかる基本方針

信託財産等の運用にあたっては、投資先企業の財務情報に加え、環境・社会・ガバナンス(ESG：Environment, Social and Corporate Governance)にかかる課題への対応を含む非財務情報についても十分に把握・分析し、中長期的視点から企業の価値向上や持続的成長を促します。これらを通じて信託財産等の価値の増大に努めます。

未踏の経済システム「未来のあるべき経済システム像」

当社の方針（目的）	企業価値の向上と受益者の中長期的なリターンの拡大を図ること

資産運用業務に関する基本方針 *Investment Management Policy*

責任投資にかかる基本方針
Responsible Investment Policy

大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を共有

具体的行動

1. 投資の意思決定プロセスへの「ESG（環境・社会・ガバナンス）の組込み」
2. 建設的な「対話・エンゲージメント」
3. 適切な「議決権行使」

マテリアリティ（重要課題）の特定

エンゲージメントアジェンダとKPI

拠り所となる原則、国際基準

- 日本版スチュワードシップ・コード
- Signatory of: PRI Principles for Responsible Investment
- SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
- BSR
- パリ協定 国連ビジネスと人権に関する指導原則 OECD多国籍企業行動指針

当社にとってスチュワードシップ活動とは

投資先企業の中長期的な企業価値の実現と社会課題の解決の両立に積極的に関わり、持続可能な社会の実現を目指していきます。

責任投資・スチュワードシップ活動体制

受託者としてのスチュワードシップ責任を適切に果たし、投資先企業の成長に資する取り組み、並びに持続可能な社会の実現への取り組みが行えるよう「責任投資会議」を中心に当社資産運用部門の知見を結集して活動を行っています。

責任投資検証会議 モニタリング機能

責任投資会議
PDCAサイクルを推進する中心的なプラットフォーム
議長：社長

会議構成メンバー

社外有識者　水口 剛教授	各運用部（株式・債券）
・知見 ・牽制機能	・アクティブ・エンゲージメント主体
責任投資部	**コンプライアンス部門**
・責任投資会議事務局 ・パッシブ・エンゲージメント主体 ・議決権行使	・牽制・監督機能

責任投資会議の様子

責任投資会議の協議議案へ反映

責任投資ミーティング（週次）
社長・資産運用部門の主要メンバー
（担当役員・部長等）

責任投資部
パッシブ・エンゲージメント主体としての視点・情報

株式運用部
債券運用部
アクティブ・エンゲージメント主体としての視点・情報

投資先

利益相反管理

当社が責任投資を遂行するうえで留意すべき利益相反取引の類型として、信託財産等で保有する株式の議決権行使を行うケースや投資先企業と対話・エンゲージメントを行うケースを想定しています。

グループ会社の法人営業部門で取引関係のある企業の株式について議決権行使を行う際に、グループ会社の法人営業部門から当社に対して賛否判断や行使結果に関する干渉があった場合、受託者責任を適切に果たすための判断や行動に重要な影響を及ぼすことが想定されます。

このような事態を回避するため、以下の措置を講じることにより適切に対応しています。

・グループ会社の法人営業部門からの干渉禁止、人事異動の制限
・リスク管理部門による議決権行使のモニタリング
・責任投資会議に構成メンバーとしてコンプライアンス部門、リスク管理部門が出席
・社外有識者で構成する責任投資検証会議で議決権行使の適切性について検証
・リスク管理部門が親会社等の議決権行使、それ以外の議決権行使の適切性について確認
　① 親会社等（りそなホールディングス、関西みらいフィナンシャルグループ）の議決権行使については、当社の「議決権に関する行使基準」に基づき第三者である外部の助言会社からの助言を受けて行使
　② ①以外で保有する株式の議決権行使

■管理体制

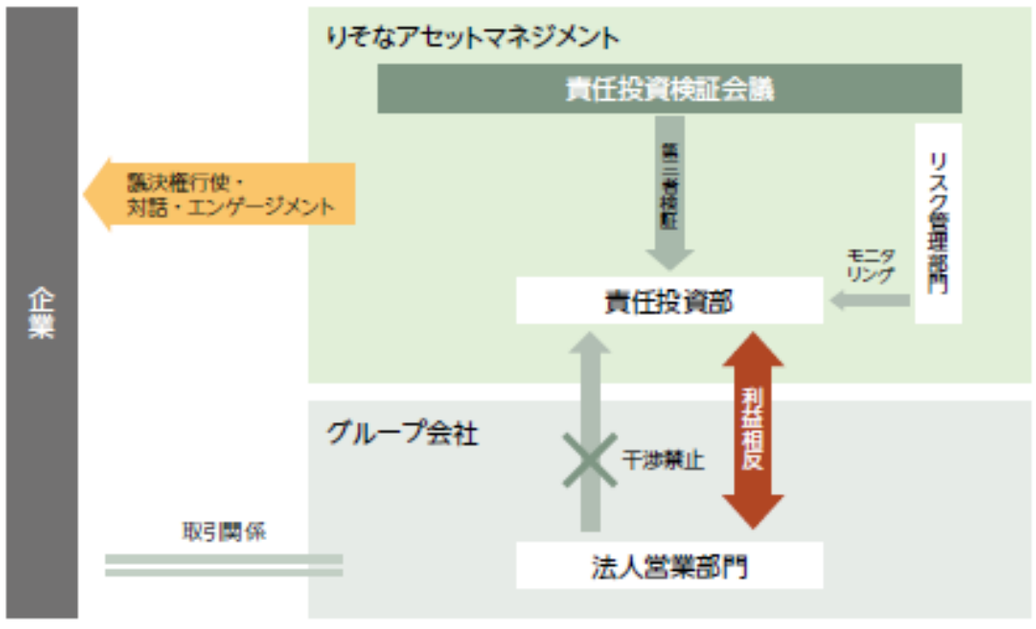

■特定されたマテリアリティ（重要課題）の定義

E	気候変動	企業活動およびバリューチェーンにおける温室効果ガスの排出。エネルギー（再生可能エネルギー、非再生可能エネルギー）の使用。気候変動への適応、物理的なリスクの評価、マネジメントを含む。
E	生物多様性と森林保全	企業活動に伴う天然資源の採取、土地の開発・利用などによる、森林破壊、動植物の種や遺伝的多様性、自然生態系への影響。
S	児童労働、強制労働	企業活動およびサプライチェーン全体を通じた児童労働および強制労働への関与。正規雇用、非正規雇用のいずれの労働にもあてはまる。
S	製品の品質と安全性、製品・サービスの社会的影響	製品の品質と安全性の確保。消費者の十分な情報に基づく選択を可能とするための、公正で責任あるマーケティング・コミュニケーション。
S	ダイバーシティとインクルージョン	企業のあらゆる階層（取締役を含む）におけるダイバーシティと機会均等。差別とハラスメント。
G	腐敗防止	贈収賄、ファシリテーション・ペイメント、詐欺、強要、談合、マネーロンダリング。企業活動およびバリューチェーンにおける関与を含む。

■ESG課題に対する新型コロナウイルスの影響

人的資本	児童労働、強制労働	経済的弱者に対してより深刻な影響を及ぼしており、潜在的な人権侵害に対してより脆弱な状況にある労働者が増加している。
人的資本	労働安全・衛生、従業員のウェルビーイング	これまで製造業等に重視されていた労働安全・衛生の概念が、感染防止の観点から非製造業労働者、特にエッセンシャルワーカー（医療、小売、生活関連サービス等）の労働者の問題へと拡大。
人的資本	雇用	景気悪化により雇用削減への圧力が高まり、失業者の増加が深刻化している。特に、非正規労働者、ギグワーカー、外国人労働者への影響が大きいうえに、救済策が十分に適用されない場合があり、深刻な状況。
人的資本	労働条件	副次的影響として、非正規労働者へのセーフティネットの問題が指摘され、労働条件の見直しへの要請が高まる可能性がある。
コミュニティ	コミュニティの発展、先住民の権利	保健医療体制の脆弱な国・地域においてより深刻な影響をもたらしており、貧困問題、食糧難、治安の悪化といった負の連鎖のリスクが高まっている。企業に対してはバリューチェーンのレジリエンスの向上、地域貢献の期待が高まっている。
コミュニティ	インクルーシブな地域社会	景気の悪化は、観光業、外食、サービス業の主な担い手である中小・零細企業に対してより大きな打撃を与えており、一層の経済格差が生じることが懸念されている。
コミュニティ	生活基盤のレジリエンス	未曽有のリスクが生活基盤を脅かすことが示され、将来的に自然災害や様々なリスクへの復元力を高め、社会経済の生活基盤を維持するためのレジリエンスの向上の必要性が強く認識された。
製品・サービスと社会	製品・サービスへのアクセスとアフォーダビリティ	医療や食品といった生活必需品への安定かつ平等な供給が急務になっているほか、教育や様々な社会サービスのデジタル化が進むことで、社会的弱者の製品・サービスへのアクセス向上の重要性が高まっている。
製品・サービスと社会	プライバシーとデータの保護	デジタル化の急速な進展が見込まれるほか、対策のため政府による個人情報や行動の監視が強化されており、プライバシーの侵害リスクが高まっている。
製品・サービスと社会	製品の品質と安全性、製品・サービスの社会的影響	企業価値の重要性が高まり、製品・サービス、技術、ビジネスモデル等のコアコンピテンシーを活かした社会課題の解決、社会への貢献が重要となっている。

※網かけのあるESG課題は重要性の変化が大きいもの

1 2020年度のエンゲージメント計画

投資先企業の中長期的な企業価値の実現と社会課題の解決の両立に積極的に関わり、持続可能な社会の実現を目指していきます。

今後の対話・エンゲージメント計画（2020年7月～2021年6月）

今後も、株式パッシブ運用と株式アクティブ運用、債券アクティブ運用でのエンゲージメントを継続すると同時に、部署間の連携をより強めていき、レベル向上を目指します。また、国内外企業向けの協働エンゲージメントも継続して行っていく計画です。

株式 パッシブ運用	従来からの対話・エンゲージメント課題に加え、取締役会における独立社外取締役比率や女性取締役比率のさらなる向上をテーマとしたエンゲージメントを行う計画です。また、環境問題関連・社会問題関連をテーマとしたエンゲージメントでは、引き続きパーム油問題、海洋プラスチック問題等のテーマを継続すると同時に、新たなテーマ設定の準備も行う予定です。
株式 アクティブ運用 (Chapter 4)	各ストラテジーが長年培ってきた付加価値の源泉を通じて、長期の企業価値拡大に効果的に結びつく非財務要因をテーマに設け、引き続き経営陣を中心とした投資先企業と対話を強化・継続すると同時に、対話の質の向上も目指します。
債券 アクティブ運用 (Chapter 5)	引き続き当該発行体企業の潜在的なリスク認識のために中長期的なESG課題での対話・エンゲージメントを強化していく計画です。

国内外企業向けの協働エンゲージメントでは、引き続きPRIや「機関投資家協働対話プログラム」などのプラットフォームを活用した協働エンゲージメント等に参加していく計画です。

責任投資部のミーティングの様子

2020年度のエンゲージメントアジェンダ

気候変動

- **Climate Action 100+ | ネットゼロ企業ベンチマークに関する書簡を送付**
  ネットゼロ企業ベンチマークと整合する開示に向けた取り組みのお願いをしました。
- **CDP Non-Disclosure Campaign | Science-Based Targets Campaign**
  CDPの質問書への回答を通じ、企業に対し環境情報の開示を求める協働エンゲージメント、CDP署名企業に対して、SBTi(科学的根拠に基づいた削減目標設定イニシアティブ)への対応をお願いする協働エンゲージメントに参加しました。
- グリーン・ボンドのインパクト評価を通じてメソドロジーの理解を進展し、エンゲージメント活動に活用したいと考えています。

COVID-19

- **Pandemic Resilient 50 (CalSTRS、Legal & General、蘭APG、Achmeaなど10社が参加)**
  グローバル企業50社を対象としたエンゲージメント・ワーキング・グループに参加しました。
  下期にかけて「事業継続性」「従業員の健康と福祉」「長期的な価値創造との整合性」の3つをテーマに協働エンゲージメントを行う予定です。
- **Investor Statement on Coronavirus Response**
  上記の投資家声明への賛同を表明しました。
  本年度のコロナ禍に即して、経済界に対し「有給休暇の提供」「健康・安全を守る対応」「雇用契約の維持」「サプライヤー・顧客との関係維持」「慎重な財務管理」の措置にかかる検討をお願いしました。

海洋プラスチック問題

- 前年度は国内小売企業や、飲料製造業を中心に延べ20社とエンゲージメント・ミーティングを行い、各社のプラスチック削減の取組状況を確認するとともに、積極的な情報開示を求めました。
  今年度は、ケミカルリサイクルに関して化学メーカーとエンゲージメントを行いました。また、政府当局との対話を開始しています。
- **Plastic Engagement Working Group**
  運用会社が中心となって展開しているエンゲージメント・ワーキンググループの対話への参加を継続します。

サステナブル・フード・サプライチェーン

- **Global Investor Engagement on Meat Sourcing**
  ファーストフードやレストラン・ブランド6社を対象に、食肉・乳製品のサプライチェーン・リスクと気候変動・水の安全リスクの軽減のため、緊急な行動を求める協働エンゲージメント(Phase2)に参加しました。
- **Sustainable Protein Supply Chains**
  25のグローバル食品会社に対してタンパク質源の多様化による、持続可能な食料品サプライチェーン形成を促す協働エンゲージメント(Phase4)に参加しました。2020年12月以降に新たなフェーズの協働エンゲージメントへの参加を検討しています。

生物多様性

- 新たなエンゲージメント課題として検討している「生物多様性」にかかる声明への賛同表明を検討しています。

国内株式　議決権行使結果（2019年7月～2020年6月）

2019年7月から2020年6月までに開催された国内株式における株主総会での議決権行使結果（主な議案種類別）については下記をご覧ください。多くの議案は招集通知等の開示内容で判断しますが、企業との対話・エンゲージメントなどを通じて相互の理解を深めたうえで議案の賛否を判断するケースもあります。

会社提案議案への議決権行使状況について	反対比率	（前年反対比率）	議案数合計	賛成数
	9.8%	（10.8%）	21,908議案	19,757件

株主提案議案への議決権行使状況について	賛成比率	（前年賛成比率）	議案数合計	賛成数
	11.4%	（8.2%）	237議案	27件

中長期の株主価値向上に資するものか、あるいは株主の権利をより保護するものか十分に検討し、判断にあたっては議決権の行使基準を通じて当社が求めるガバナンス体制や財務面での水準等を当該企業が満たしているかを考慮。

会社機関に関する議案	反対比率（前年反対比率）		議案数合計	
取締役の選解任	9.1%	（9.7%）	16,547議案	取締役会構成の妥当性・適切性、会社の業績や資本効率、社外取締役の独立性等の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対。
監査役の選解任	13.4%	（17.0%）	2,370議案	社外監査役の独立性等の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対。監査役の員数や社外監査役を選任する際に十分な説明がない場合は代表取締役の選任に反対。
会計監査人の選解任	0.0%	（0.0%）	56議案	

役員報酬に関する議案	反対比率（前年反対比率）		議案数合計	
役員報酬（※1）	11.5%	（15.8%）	749議案	取締役会構成の妥当性・適切性、会社の業績や資本効率、社外取締役の独立性等の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対。
退任役員の退職慰労金の支給	47.4%	（45.1%）	137議案	社外取締役、監査役等に対する支給については、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給も含め、すべて反対。

会社機関に関する議案	反対比率（前年反対比率）		議案数合計	
剰余金の処分	5.9%	（6.4%）	1,430議案	株主還元策、内部留保等の水準の妥当性を審議、問題があると判断した場合は反対。
組織再編関連（※2）	0.0%	（0.0%）	31議案	その目的や内容が株主価値向上に資するものか十分に検討し、その発動を含めた運営において少数株主の立場に立って客観的かつ適切な判断を下せる体制または仕組みが担保されていないと判断した場合は反対。
買収防衛策の導入・更新・廃止	93.5%	（75.0%）	93議案	
その他資本政策に関する議案（※3）	0.0%	（4.1%）	47議案	

定款に関する議案	反対比率（前年反対比率）		議案数合計
定款に関する議案	2.0%	（3.1%）	441議案

その他の議案	反対比率（前年反対比率）		議案数合計
その他の議案	42.9%	（0.0%）	7議案

（※1）役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
（※2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
（※3）自己株式取得、法定準備金減少、剰余金の配当、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

外国株式　議決権行使結果（2019年7月～2020年6月）

2019年7月から2020年6月までに開催された外国株式における株主総会での議決権行使結果（主な議案種類別）は下記をご覧ください。

会社提案議案への議決権行使状況について	反対比率	（前年反対比率）	議案数合計	賛成数
	8.8%	（9.2%）	33,050議案	30,127件

株主提案議案への議決権行使状況について	賛成比率	（前年賛成比率）	議案数合計	賛成数
	83.8%	（80.6%）	1,788議案	1,498件

議案数は、書面同意やProxy Access が約3分の1、設定廃止・ロビー費用の開示等が約2割、独立した議長の選任が約1割を占めました。
・気候変動に関する報告を要求する株主提案は11件（賛成比率は72.7%）と増加しました（昨年度は2件ですべて賛成）。
・1株1議決権を求める株主提案は4件で、すべて賛成としました。

会社機関に関する議案	反対比率（前年反対比率）		議案数合計	
取締役の選解任	5.9%	（7.6%）	12,578議案	反対比率の低下は、インド、米国の反対比率が低下したことによる。 反対比率の高かった香港・フィリピン・台湾は、取締役会・委員会の独立性に懸念があることや、兼務数が多いことなどによる。
監査役の選解任	0.6%	（2.2%）	490議案	
会計監査人の選解任	0.9%	（1.0%）	1,918議案	

役員報酬に関する議案	反対比率（前年反対比率）		議案数合計	
役員報酬（※1）	23.0%	（22.1%）	3,017議案	中国の反対比率が上昇したことによるもの。中国の反対比率が高い理由は、情報開示がないこと、パフォーマンスシェアを受け取る取締役がその報酬制度の管理に関与しているため。 米国の反対の半分は希薄化率懸念によるもの。残り半分はCEOの報酬が業績・株価と整合していないこと、報酬体系の変更や修正に対する説明が不十分なケースが多く反対。
退任役員の退職慰労金の支給	0.0%	（20.7%）	0議案	

資本政策に関する議案	反対比率（前年反対比率）		議案数合計
剰余金の処分	1.3%	（0.7%）	1,178議案
組織再編関連（※2）	18.7%	（13.6%）	2,310議案
買収防衛策の導入・更新・廃止	3.9%	（12.5%）	77議案
その他資本政策に関する議案（※3）	11.2%	（2.2%）	5,061議案

定款に関する議案	反対比率（前年反対比率）		議案数合計
定款に関する議案	4.6%	（7.4%）	796議案

その他の議案	反対比率（前年反対比率）		議案数合計
その他の議案	7.3%	（7.8%）	5,625議案

（※1）役員報酬改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
（※2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
（※3）自己株式取得、法定準備金減少、剰余金の配当、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

PRI（責任投資原則）の年次評価

責任投資・スチュワードシップ活動のPDCAサイクルにおいて、年次の「PRI Reporting and Assessment process」を活動評価のKPIとして位置付けています。外部評価を通じ、評価を維持または向上させるには何が必要であるか課題を設定し取り組むことで、責任投資・スチュワードシップ活動の質的向上を図ります。

Signatory of:
PRI Principles for Responsible Investment

「Assessment Report」における評価モジュールの評価結果は以下のとおりとなっています。

		2018	2019	2020
責任投資へのアプローチ（総合評価）		A+	A+	**A+**
上場株式における責任投資への統合状況		A+	A+	**A+**
上場株式におけるアクティブ・オーナーシップ		A	A	**A**
	エンゲージメント	A+	A+	**A+**
	議決権行使	A	A	**A**
債券	国際機関債、ソブリン債、政府系機関債等	B	A	**A**
	金融債	B	A	**A**
	一般事業債	B	A	**A**

当社の責任投資への取り組み（組織の責任投資に対する包括的アプローチ）への評価は2015年から最上位のA+を維持しています。

PRIの年次評価とは、PRIに署名する機関投資家を対象に、PRI事務局が責任投資の実施状況等について評価したもので、評価結果は6段階（A+,A,B,C,D,E）で付与され、A+がグローバルな最高評価となります。

スチュワードシップ活動の自己評価

当社は、「資産運用者としての機関投資家」として、中長期的な観点からお客さまの利益の拡大を図る姿勢を明確化するために「責任投資にかかる基本方針」を定め、3つの具体的行動に取り組んでいます。これらの取り組みレベルをさらに高めていくために、定期的に自己評価を実施しています。この自己評価はスチュワードシップ・コードの指針7-4に対応したものです。

自己評価の方法

当社のスチュワードシップ・コードへの取組方針に、「当社の責任投資にかかる方針や取り組みに対して適切な自己評価を行うことが重要であるとの考えのもと、責任投資会議構成メンバーによる自己評価を基本としつつ、外部評価を組み合わせて的確な課題設定を行う等、実効的な評価体制を構築してまいります。」と明記しています。責任投資会議は、当社の責任投資、スチュワードシップ責任を果たしていくうえでの重要な役割を担っている会議です。

同会議の構成メンバーに対して、スチュワードシップ・コードの各原則・各指針が要求する取り組みに対し十分な取り組みが実施できているのか、スチュワードシップ活動を実施するに十分な組織体制が整備されているのか、活動の実績・評価・改善のPDCAがきちんと回っているかどうか、責任投資のコントロールタワーである責任投資会議の運営は適切かどうかに関して、段階評価と自由記述のアンケートを実施しました。自己評価対象期間は2019年7月から2020年6月としました。

2020年9月の責任投資会議で、前年の課題に対する取組状況とアンケート結果を報告し、課題認識とその対応について協議しました。

自己評価の結果

① スチュワードシップ・コードへの取組状況

・明確な取組方針のもとスチュワードシップ活動は適切に実施、外部評価も高い評価を維持しています。
・超長期の視点でのエンゲージメントを実施する責任投資部と各運用部（株式、債券）との協働（企業との対話での同席、対話内容・課題の共有）をより進め、ESGインテグレーションの深化を進めています。また各運用部間の連携を深め実効的なエンゲージメントを実施しています。
・責任投資会議はおおむね実効性のある議論がなされたと評価していますが、責任投資の範囲、活動内容が拡がりかつ深くなってきていることなどから、議論の深掘りはできたがメンバーへの理解の拡がりが十分ではないとの意見がありました。責任投資ミーティング等を利用し知見の共有、活動内容の理解を深めていきます。

② 責任投資会議の運営等

・責任投資会議では、議決権行使基準の見直し、判断の難しい議案の審議、エンゲージメント方針などの協議を行っています。また各運用部のESGインテグレーション取組状況・エンゲージメント実績の報告を行っています。会議の頻度、時間、課題設定などおおむね適切であると評価しています。今後もより実効性の高い助言や監督が可能となるよう、また効率的に会議運営ができるよう努めていきます。

③ 課題

・当社のスチュワードシップ活動の実効性をより高めていくには、以下のような課題があることを認識・共有し課題解決に向けたアクションプランを検討、実行していきます。
　― ESGインテグレーションおよびエンゲージメントの実効性を引き続き高めるとともに、説明力を高めます。
　― 建設的な協議、実効性の高い監督ができるよう、引き続き、各運用部間の情報共有をより一層進めます。

※日本版スチュワードシップ・コードへの取組方針は下記をご覧ください。
https://www.resona-am.co.jp/investors/ssc.html

みずほ信託銀行

ＥＳＧ投資への取組み

ESG投資の基本的な考え方

1. ESGを投資分析に活用することで お客さまの中長期的な投資収益の拡大を目指します

当社は、社会の持続可能な発展が、中長期的な投資先企業の価値向上、そしてお客さまの中長期的な投資収益の拡大のために不可欠であると考えます。

社会が持続可能な形で発展するためには、その重要な構成要素である企業は、短期的な利潤追求だけではなく、中長期的な視点で環境問題や社会問題へ積極的に取組むことが必要であり、またそれを実現するためには強固なコーポレートガバナンスが前提になります。

企業がそれらに継続的に取組むことにより、環境問題や社会問題の解決を通じて社会の持続的な発展がもたらされると同時に、企業にとっても中長期的な持続可能性や企業価値の向上に繋がると考えます。

当社は、責任投資原則（PRI）の基本的な考え方に賛同し、財務情報のみならず、ESG（E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス））要因等の非財務情報も考慮し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行い、企業分析や投資判断を行うことで、お客さまの中長期的な投資収益の拡大を目指します。

2. SDGsの課題解決に貢献します

将来の予測が困難になっている現代社会において、法律や政策の変化、環境・社会への意識の高まりなどによって取組みが求められるESG課題も変化します。そのような中でも、「世の中の持続可能な発展」を求める動きは不変であり、2030年を最終年度としているSDGsの目標達成に貢献することが、「資産運用を通じてお客様の幸せに貢献する」という当社の目指す姿へのマイルストーンと捉えています。ESG投資においては、SDGsで掲げられた目標達成に貢献する企業に積極的に投資を行います。また、エンゲージメントにおいては、SDGsの目標の中で重要と判断される課題を主要テーマに設定して企業と対話します。これらの活動により、企業の持続可能な発展への取組みを促し、同時に投資リターンの拡大に繋げてまいります。

3. リスク抑制の観点のみならず機会拡大の観点を重視します

ESGを投資分析に活用する際には、従来一般的であった投資先企業の「事業リスク抑制の観点」に加えて、「事業機会拡大の観点」を重視します。

投資先企業の「事業リスク抑制の観点」としては、企業の持続的成長を阻害する可能性に対して、その企業が環境や社会などの視点からどのようなリスク要因を認識し、その要因に対してどのような対策を講じているか、また財務の安定性に与える影響はどうか、といった点を考慮します。「事業機会拡大の観点」では、企業が環境や社会などの視点から社会ニーズの変化を捉え、それをいち早く価値創造に結び付けることによって、その競争力強化や中長期的な企業価値の向上に繋げられているか、またそれを経済の活性化やより良い社会づくりに繋げられているか、といった点を重視します。

エンゲージメント

エンゲージメントの実効性を重視します

当社は、ESG投資を通じた中長期的な企業価値の向上や社会の持続的発展のためには、投資先企業へのエンゲージメントが重要であると考えます。エンゲージメントにあたっては、実効的であること、すなわち企業の事業活動へ実際に変化をもたらすことを重視します。課題に応じて、当該企業のみならず、業界団体や官公庁等の関連したステークホルダーとの対話や、必要に応じて他の投資家と連携することにより、エンゲージメントの実効性を高めます。また、ESG課題についての対話の内容や進捗は、議決権行使に反映することで、実態に即した効果的な企業への働きかけを行います。

ESGの活用（ESGインテグレーション）

各アナリストやファンドマネジャーがESGを活用して投資判断します

当社では、様々なアセットクラスや運用戦略において、事業機会拡大及び事業リスク抑制の観点や、エンゲージメント内容等のESG要因を積極的に投資分析に活用します。ESGアナリストは、市場全体の底上げという目的に基づき、中長期的な視点からESG課題についてのエンゲージメントを行うことで、企業の持続的成長を促します。株式アナリストと債券クレジットアナリスト、及び各資産のファンドマネジャーは、個別企業分析にあたって財務情報に加えてESGデータやエンゲージメント内容を含めたESG要因も活用し、投資分析と投資判断を行います。また、運用戦略やファンドの特性に応じて、ネガティブスクリーニングの考え方を導入し、クラスター弾や対人地雷、生物化学兵器の製造を行っている企業に対する投資を原則禁止とするなど、リスク要因の考慮も行います。

アセットマネジメントOneのESG投資への取組み

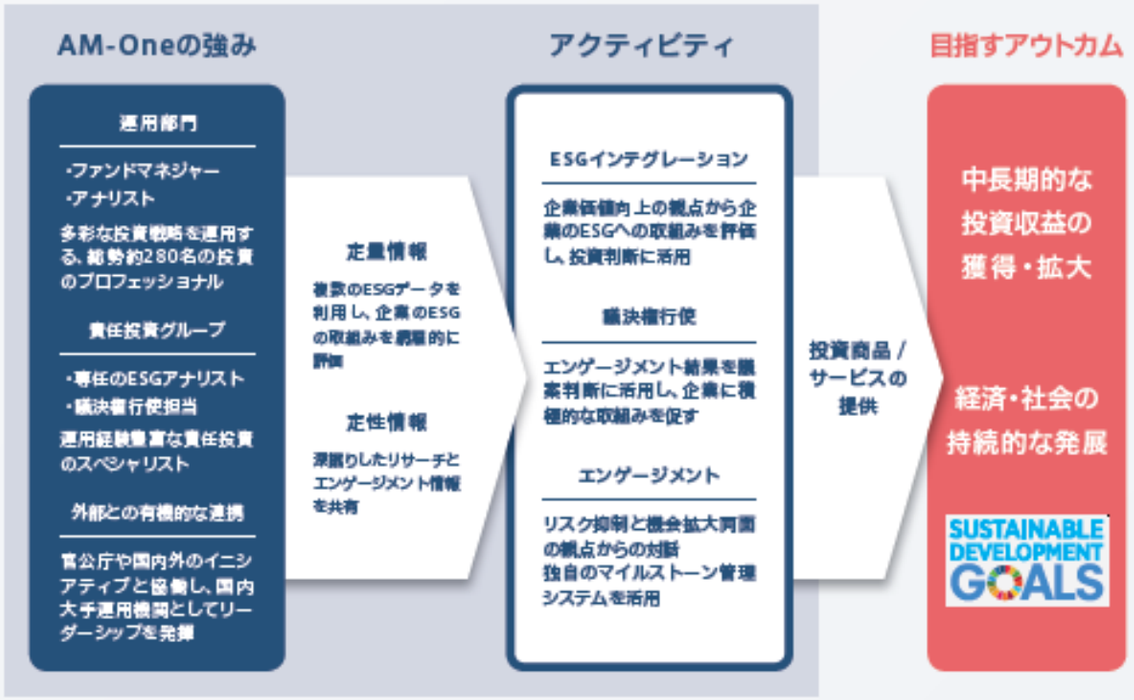

スチュワードシップ活動トピックス

当社では、官公庁や外部イニシアティブ等を含めた広い意味でのインベストメントチェーンに働きかけ、投資先企業が抱えるESG課題の解決に向け、連携を強化しています。
また市場全体の底上げを図るべく、各種セミナーに当社のESGアナリストが登壇し、知見を共有しています。今後も多方面へのスチュワードシップ活動を推進し、企業価値向上と持続的な社会への移行を促進していきます。

官公庁との協働

2019年

7月 環境情報開示基盤整備事業
櫻本チーフESGアナリストが、環境省主催の「環境情報開示基盤整備事業」のワーキンググループ・相談会に参加

8月 新時代の株主総会プロセスのあり方研究会
寺沢責任投資グループ長が、経済産業省主催の「新時代の株主総会プロセスのあり方研究会」に委員として参加

9月 サステナブル企業評価検討会
櫻本チーフESGアナリストが、環境省主催の「サステナブル企業評価検討会」に検討委員として参加

10月 グリーン投資ガイダンス
寺沢責任投資グループ長が企画委員として参加した「TCFDコンソーシアム」（経済産業省主催）の議論等を経て、グリーン投資ガイダンスが公表

2020年

1月 Society5.0時代のデジタル・ガバナンス検討会
寺沢責任投資グループ長が、経済産業省主催の「Society5.0時代のデジタル・ガバナンス検討会」に委員として参加

2月 ESGファイナンス・アワード
櫻本チーフESGアナリストが、環境省主催の「ESGファイナンス・アワード」にパネラーとして登壇

イニシアティブとの連携

2019年

6月 TCFDコンソーシアム
寺沢責任投資グループ長がTCFDコンソーシアムの企画委員会・ワーキンググループ等に委員として参加

9月 PRI in Person
寺沢責任投資グループ長がパリで開催されたPRI年次総会に、署名機関として参加

10月 Climate Action 100+
寺沢責任投資グループ長、大森ESGアナリスト、加藤ESGアナリスト、田中株式運用グループアナリストが、米年金基金とともに大手自動車メーカーにエンゲージメントを実施

11月 ジャパン・スチュワードシップ・イニシアチブ（JSI）の発足
インベストメントチェーンにおける、更なるスチュワードシップ活動の深化及び裾度化を企図し、JSI発足。当社も運営委員として参加

12月 SASB ワークショップ・シンポジウム
池畑ESGアナリストがニューヨークで開催されたSASBワークショップ・シンポジウムに食品・飲料セクターのアドバイザリーグループ・メンバーとして参加

2019年12月～2020年1月 日経アニュアルリポートアウォード
櫻本チーフESGアナリスト及び寺沢責任投資グループ長が、日経アニュアルリポートアウォードに1次審査員及び2次審査員として参加

セミナー登壇

2019年

4月 企業統治分析のフロンティア研究
牧野アナリストが、RIETI主催の企業統治分析のフロンティア研究にプレゼンターとして登壇

7月 ICGN年次総会
菅野社長、櫻本チーフESGアナリストが、ICGN年次総会でパネラーとして登壇

9月 グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン
櫻本チーフESGアナリストが、ESG分科会に講師として登壇

12月 東芝「CSR大会」
櫻本チーフESGアナリストが、東芝の「CSR大会」に講師として登壇

2020年

1月 メリルリンチ日本証券主催「Japan Governance Day」
村岡ESGアナリストが、メリルリンチ日本証券主催の「Japan Governance Day」にパネラーとして登壇

2月 ICJ主催発行会社向けセミナー
寺沢責任投資グループ長がICJ主催の「発行会社向けセミナー」に講師として登壇

エンゲージメント活動実績（2019年度）

エンゲージメント社数

株式運用ではTOPIX時価総額で約8割の企業とエンゲージメント（目的を持った対話）を行いました。

合計1,896件のエンゲージメント実施

- 株式 590社
  - アクティブ 592件
  - パッシブ 932件
- 債券 240社 372件

エンゲージメントテーマ構成比〈株式〉

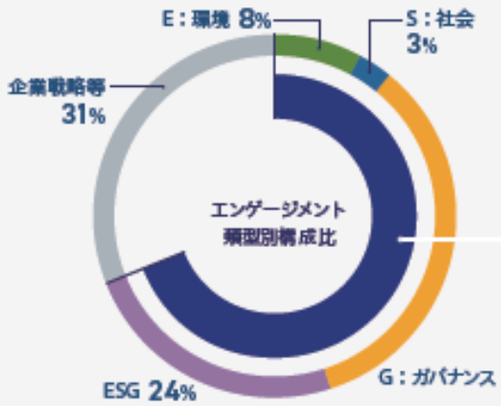

ガバナンス課題やESG課題をはじめ、ESGに関するエンゲージメントが約7割に達しました。

ESG 合計 1,055件 69%

（複数課題にまたがる「情報開示」などの課題をESGとして分類しています）

環境・社会課題でのSDGs構成比（SDGsエンゲージメント構成比）

気候変動や製造責任、労働基準/安全衛生など企業価値向上と直結したSDGs目標を中心にエンゲージメントしています。

議決権行使結果（2019年7月～2020年6月）

会社提案合計

議案数：23,357件

株主提案合計

議案数：206件

〈会社機関に関する議案〉

取締役の選解任
議案数：17,627件 賛成 84.7%

一定水準以上の業績をあげられているか、適切に経営を執行・監督する体制が構築されているかの観点から賛否判断を行っています。業績基準に加え、取締役会の構成（規模、社外取締役の人数）、社外取締役の独立性や取締役会等への出席率に着目しています。

監査役の選解任
議案数：2,490件 賛成 82.9%

適切に経営を牽制する体制が構築されているかの観点から賛否判断を行っています。社外監査役の独立性や監査役会等への出席率を確認しています。

会計監査人の選解任
議案数：63件 賛成 100%

〈役員報酬に関する議案〉

役員報酬[※1]
議案数：822件 賛成 92.3%

株主利益の最大化を目指す上で、インセンティブを含めて適切な報酬体系が構築されていることが望ましいと考えます。このため役員賞与や業績連動報酬の対象に経営に対する監督・牽制機能が期待される監査役・監査等委員である取締役が含まれる場合、反対しています。

退任役員の退職慰労金の支給
議案数：149件 反対 100%

退職慰労金制度は、役員報酬制度の見直しが進む中、廃止する企業も多く議案数は大きく減少しています。当社でも、中長期的な株主利益の最大化の観点には馴染まない制度と考えており、原則として反対しています。

〈資本政策に関する議案〉

剰余金の処分
議案数：1,505件 賛成 99.5%

財務状況などを踏まえ、株主還元の水準が過少である（過剰である）場合には反対しています。なお、2020年5月以降は、新型コロナウイルスの影響を踏まえ弾力的な判断を行っております。

組織再編関連[※2]
議案数：40件 賛成 100%

買収防衛策の導入・更新
議案数：96件 反対 88.5%

買収防衛策の導入（新設・更新）については、2020年4月から基準を厳格化しており、反対比率が上昇しました。

その他資本政策に関する議案[※3]
議案数：69件 賛成 94.2%

〈その他の議案〉

定款に関する議案
議案数：494件 賛成 97.4%

原則として賛成していますが、「発行可能株式総数の大幅な拡大」や「会計監査人の責任範囲の限定」など、株主の立場から妥当とは判断できない場合に反対しています。

その他の議案
議案数：2件 賛成 50% 反対 50%

※1 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等
※2 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
※3 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

グローバルイニシアティブへの参画

PRI（責任投資原則）への署名

PRIとは、2006年にアナン元国連事務総長が公表した6つの原則です。原則では、機関投資家がESG（環境・社会・企業統治）の課題を投資の意思決定に取込むことが提唱されています。2020年のPRIアセスメントの結果は右図の通りであり、戦略及びガバナンスに加えて、インハウスの上場株式と債券の各項目においてもA+という最高評価を獲得しています。

Signatory of:

PRI Principles for Responsible Investment

PRIのアセスメントの結果

	2020年
戦略及びガバナンス	A+
上場株式－責任投資への統合状況	A+
スクリーニング	A+
インテグレーション	A+
上場株式－アクティブオーナーシップ	A+
エンゲージメント	A+
議決権行使	A+
債券－SSA（ソブリン・国際機関・政府系機関）	A+
債券－社債（金融）	A+
債券－社債（非金融）	A+
債券－証券化商品	A+

ICGN（国際コーポレートガバナンスネットワーク）への加盟

ICGNは、コーポレートガバナンス改善・普及を目的として世界の投資家等により構成される団体です。当社は、ICGNのグローバル・スチュワードシップ原則へ賛同しており、2019年に東京で開催された年次総会のスポンサーとなるなど、ICGNの活動をサポートしています。

ICGN International Corporate Governance Network

ACGA（アジアコーポレートガバナンス協会）への加盟

ACGAは、アジア12ヶ国における効果的なコーポレートガバナンスの実施・促進のため創設された団体です。当社はグローバルの投資家と連携しながら、アジア企業のコーポレートガバナンス向上に取組んでまいります。

ACGA

モントリオール・カーボン・プレッジへの賛同

モントリオール・カーボン・プレッジに賛同した機関投資家は、自らが運用する一部または全ての株式ポートフォリオの温室効果ガスの排出量を把握し、開示しています。当社が運用する全ての株式ファンドの保有株数（2020年3月末時点）に基づき算出した温室効果ガス排出量は、約4,600万トン※となります。当社は今後も定期的に温室効果ガス排出量の集計値を公表する予定です。

※時価総額に対する当社持分を使用してISS-Climateにより算出したScope1&2の排出量

PRI MontréalPLEDGE

30%クラブインベスターズグループへボードメンバーとして参画

従来より、ガバナンスのサステナビリティの観点からダイバーシティへの配慮を促してきましたが、企業の女性役員比率向上を目指す世界的イニシアティブ「30%クラブインベスターズグループ」にボードメンバーとして参画し、持続可能な社会構築に向けたエンゲージメントを強化しました。

30% Club GROWTH THROUGH DIVERSITY

英国スチュワードシップ・コードへの署名

2018年12月にスチュワードシップ原則及びコードの発祥地である英国のスチュワードシップ・コードの受け入れを表明しました。当社が英国財務報告評議会（FRC）に提出したスチュワードシップ・コードの取組方針書（Code statement）は、FRCから最上位（Tier1）の評価を得ております。

議決権行使に関する利益相反管理

議決権行使に関する利益相反管理

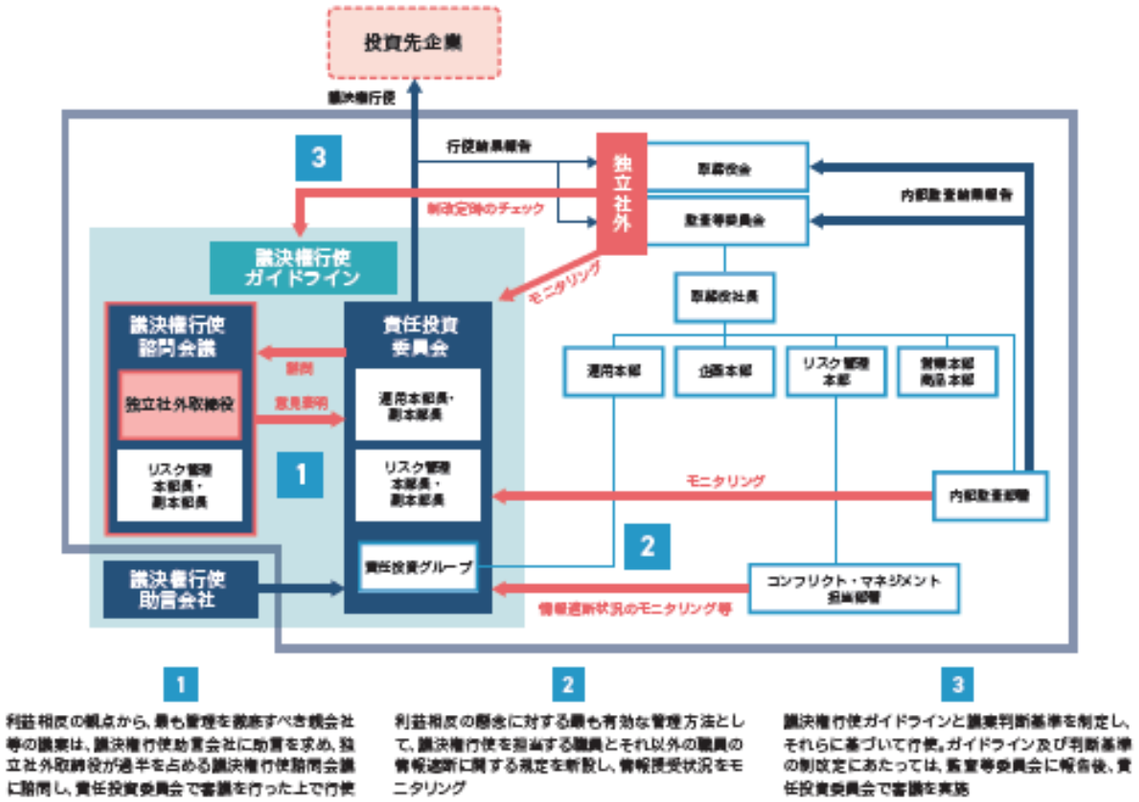

1 利益相反の観点から、最も管理を徹底すべき親会社等の議案は、議決権行使助言会社に助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、責任投資委員会で審議を行った上で行使

2 利益相反の懸念に対する最も有効な管理方法として、議決権行使を担当する職員とそれ以外の職員の情報遮断に関する規定を新設し、情報授受状況をモニタリング

3 議決権行使ガイドラインと議案判断基準を制定し、それらに基づいて行使。ガイドライン及び判断基準の制改定にあたっては、監査等委員会に報告後、責任投資委員会で審議を実施

スチュワードシップ活動に関する自己評価

スチュワードシップ活動に関する自己評価(要約版)

原則		自己評価(2020年度)
1	スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針の策定と公表	＜本年度の課題・対応方針＞ ●責任ある運用機関としての役割期待を意識し、スチュワードシップ・コードへの明確な方針を策定し、当社ウェブサイトなどで公表してまいります。 ●エンゲージメントや議決権行使の高度化、ESG投資の強化により、スチュワードシップ責任を適切に果たし、投資先の企業価値向上を通じて顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を目指してまいります。 ＜本年度の取組み＞ 【ESGの普及・促進】 ●「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた当社のスチュワードシップ活動方針」を策定し、当社ウェブサイトに公表(2020年5月8日)。 ●「アセットマネジメントOneにおける社会的使命の実現に向けた取組について」公表(2021年2月1日)。コーポレートメッセージ"投資の力で未来をはぐくむ"を社内外に発信。 ●ESGエンゲージメントの重要課題として新たに「デジタルトランスフォーメーション(DX)」を設定し、エンゲージメントを本格開始。 ●投資先企業への議決権行使フィードバックにおいて、コーポレートガバナンスへの問題意識、議決権行使の考え方、議決権行使ガイドラインの方向性等明示。 ●インベストメントチェーン並びに関係当局、業界団体、学識経験者への働き掛けを引き続き強化。 【ESG投資への取組み強化】 ●2050年ネット・ゼロを目指すグローバルのイニシアティブ「Net Zero Asset Managers Initiative」に、国内運用会社として初めて参画。 ●スチュワードシップ活動でのTCFDへの対応も含め当社の気候変動への取組み内容を、「アセットマネジメントOneスチュワードシップレポート2020/2021」において詳細に開示。 【推進体制の強化等】 ●ESG専門部署である「責任投資グループ」に加え、新たにコーポレート・サステナビリティを推進する「サステナビリティ推進室」、運用部門に「サステナビリティ・インベストメント・チーム(SIT)」を設置。スチュワードシップ活動の推進体制を強化。 ●社内横断的なSXPT(サスティナビリティトランスフォーメーションプロジェクトチーム)を組成しサスティナビリティに関する全社的な取組の検討を開始。 ＜今後の課題・対応方針＞ ●サステナビリティに関するガバナンスや顧客対応をも含めた全社的な体制を再構築し、サステナビリティを経営に統合します。 ●サステナビリティ推進室、サステナビリティ・インベストメント・チーム(SIT)、責任投資グループの連携強化を含め、エンゲージメントや議決権行使の高度化、ESG投資の強化により、スチュワードシップ責任を適切に果たし、投資先の企業価値向上を通じて顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を目指してまいります。 ●責任ある運用機関としての役割期待を意識し、スチュワードシップ・コードへの明確な取組方針を策定するとともに、当社ウェブサイトなどで公表してまいります。 ※「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」の改定を公表(2021年4月1日)。エンゲージメントの実効性を高めることを目的に、投資先企業の環境・社会課題への取組みに関しての当社の考え方をメッセージとして発信しました。 ●「Net Zero Asset Managers Initiative」において定められている、2050年までに温室効果ガス排出量ネットゼロを達成するための中間目標を設定・開示し、投資先企業や顧客、当局など様々なステークホルダーに働き掛け、社会全体がネットゼロを実現するために運用会社としての役割を果たしていきます。
2	利益相反管理の明確な方針の策定と公表	＜本年度の課題・対応方針＞ ●スチュワードシップ責任を果たす上で重要な議決権行使において、情報遮断やコンプライアンス担当部署によるモニタリングなど、社内規定に則り、厳格に利益相反を管理してまいります。 ●お客様の利益確保や利益相反防止のため、ガバナンス体制を整備するとともに、特に利益相反の観点で最も重要な親会社等の議案については、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問するなど適切な行使判断を実施してまいります。 ＜本年度の取組み＞ 【厳格な利益相反管理に基づく議決権行使の実施】 ●全議案、「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」に基づいて議決権を行使。 ●コンプライアンス担当部署による厳格なモニタリングを実施(利益相反に係る事象の指摘なし)。 ●尚、「利益相反管理方針の概要」(管理対象を特定・類型化し、その管理方法を明記)は当社ウェブサイトにて公表。 【親会社等の議案判断】 ●独立した第三者である議決権行使助言会社に当社ガイドラインに基づく助言を求め、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問し、責任投資委員会にて審議した上で適切な行使判断を実施。 ●尚、議決権を行使する役職員について、親会社等との間で、適切な人事異動制限を設定し、厳格に管理。 ＜今後の課題・対応方針＞ ●引き続き、スチュワードシップ責任を果たす上で重要な議決権行使において、情報遮断やコンプライアンス担当部署によるモニタリングなど、社内規定に則り、厳格に利益相反を管理してまいります。 ●お客様の利益確保や利益相反防止のため、ガバナンス体制を整備するとともに、特に利益相反の観点で最も重要な親会社等の議案については、独立社外取締役が過半を占める議決権行使諮問会議に諮問するなど適切な行使判断を実施してまいります。
3	投資先企業の状況の的確な把握	＜本年度の課題・対応方針＞ ●社会の要請や外部環境の変化に対応しながら、投資先企業の中長期的な企業価値の向上と持続的成長を促すESG課題の実効的な把握・設定に努めてまいります。 ●マイルストーン管理ツール等基盤の拡充を通じ、投資先企業の状況をより適切に把握してまいります。 ＜本年度の取組み＞ 【ESG課題の適切な把握】 ●投資先企業の長期ビジョンの実現に向けた重要課題(マテリアリティ)に関するエンゲージメントを積極的に実施。 ●外部ESG情報ベンダーの活用を拡充し、ESGデータの分析力・客観的な把握力を向上。 ●NGO等との連携を通じグローバルな環境・社会課題を把握。 【優先度の高いESG課題の設定】 ●「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた当社のスチュワードシップ活動方針」を発表(2020年5月8日)し、当社が考える優先度の高いESG重要課題を提示。 ●気候変動をはじめとするESG重要課題(2019年度19課題)に、新たに「デジタルトランスフォーメーション(DX)」を追加。 【エンゲージメント進捗管理の強化】 ●投資先企業とのエンゲージメントのマイルストーン管理(国内株式・債券、8段階評価)の運営を定着。 【株主価値毀損のおそれがある事項への対応】 ●投資先企業で不祥事等が発生した場合、問題の所在、株主価値への影響、再発防止策の実施状況、ガバナンス体制の強化等早期に把握。 ●SXPTの一環で「マテリアリティ特定」への取組みを開始。 ＜今後の課題・対応方針＞ ●グローバルの潮流やNGO・イニシアティブなどの主要アクターの動きから環境・社会に関するESG課題を動態的に把握し、持続可能な社会への発展と投資先企業の企業価値向上に向けたマテリアリティを特定します。 ●上記、マテリアリティ特定のリサーチから得られた知見を活用し、既存のESG課題やエンゲージメント・投資活動に利用するESGスコアを再構築します。 ●株主価値毀損のおそれのある事項については、実態の早期解明に向け重点的にエンゲージメントを実施してまいります。

スチュワードシップ活動に関する自己評価

4	投資先企業との認識の共有と問題の改善	＜本年度の課題・対応方針＞ ●社会の要請や外部環境の変化に対応しながら、投資先企業の持続的な成長と企業価値の向上を促すエンゲージメントの更なる高度化に努めてまいります。 ●エンゲージメント重点企業を中心に、より幅広い企業とのエンゲージメントを継続するとともに、それを踏まえた実効的な議決権行使等、市場全体の底上げに向けた取組みを引き続き強化してまいります。 ＜本年度の取組み＞ 【事業環境の変化に応じたエンゲージメントの実施】 ●コロナ禍、当社の中長期的なESG課題認識を改めて明示し、重点的にエンゲージメントを行い、課題解決に向けた取組みを促進。 ●エンゲージメント重点企業について、企業毎の取組み状況（8段階のマイルストーンできめ細かくモニタリング）に応じた実効的なエンゲージメントを実施。 ●株主価値毀損のおそれのある企業については、責任投資グループと運用グループの連携を一層強化し、問題の解決に向けたエンゲージメントを実施。 【パッシブ運用のエンゲージメント】 ●市場全体の底上げを目的に、パッシブ運用のエンゲージメント重点企業を拡充するとともに、より幅広い企業とESG課題や議決権行使に関するエンゲージメントを実施。 【他の機関投資家との協働】 ●気候変動アクション・イニシアチブ「Climate Action 100+」では共同リードインベスターとして自動車メーカーに対して他の機関投資家と協働してエンゲージメントを実施。 ＜今後の課題・対応方針＞ ●財務・非財務を含めた中長期的な価値創造プロセスを共有するため、投資先企業に統合報告書の発行を促します。 ●社会が持続可能な形で発展するため、企業には、強固なコーポレートガバナンスのもとで、中長期的な視点で環境課題や社会課題の解決に取組むことがより一層求められてきており、そうした取組みを企業価値向上に繋げるサステナビリティ・トランスフォーメーションを促すエンゲージメント活動を強化してまいります。 ●エンゲージメント重点企業を中心に、より幅広い企業とのエンゲージメントを継続するとともに、それを踏まえた実効的な議決権行使等、市場全体の底上げに向けた取組みを引き続き強化してまいります。
5	議決権行使結果の公表と投資先企業の持続的成長に資する工夫	＜本年度の課題・対応方針＞ ●投資先企業と企業価値向上の観点から引き続き議論を深め、議決権を行使してまいります。 ●会議案について、当社の議決権行使ガイドライン及び議案判断基準に基づき、自社で議決権行使を実施してまいります。なお、親会社等、利益相反の観点から最も重要な会社の議案に限り、当社ガイドラインに基づく議決権行使助言会社からの助言を活用いたします。 ●コーポレート・ガバナンスに関連する法制度・諸規則の変更やそれらに対する議論を踏まえ、議決権行使ガイドライン及び議案判断基準の見直しを適宜適切に継続するとともに、当社ウェブサイトにおける議決権行使の賛否理由の説明の充実を図ってまいります。 ＜本年度の取組み＞ 【議決権ミーティング（SRミーティング）の実施】 ●投資先企業に対し議決権行使結果をフィードバックするとともに、コーポレートガバナンスへの問題意識、議決権行使ガイドラインの方向性等を伝え、企業価値向上に向けた取組みを促進。 【株主提案への対応】 ●会社側のみならず株主側の意見についても可能な限りその背景等確認した上で、企業価値向上の観点から判断。 【議決権行使結果の四半期開示】 ●個別企業の議決権行使結果（議案毎の賛否判断、会社提案への反対及び株主提案への賛成理由等）及び全体の集計結果（議案を主な種類ごとに整理・集計）を、四半期毎に当社ウェブサイトに開示。 ●当社のグループ企業及び不祥事により企業価値に重大な影響が生じた企業の議決権行使結果については、その判断理由を詳細に開示。 ●上記に加え、議決権行使部会で判断を行った企業の議決権行使結果についても、その判断理由を開示。 【議決権行使ガイドラインの改定】 ●議決権行使ガイドラインを改定（2020年4月以降の株主総会から適用）。 ＜今後の課題・対応方針＞ ●投資先企業と企業価値向上の観点から引き続き議論を深め、議決権を行使してまいります。尚、エンゲージメントの際には、社外取締役との対話もより積極的に行い、投資先企業のコーポレート・ガバナンスが適切に機能しているかを確認するよう努めてまいります。 ●継続的なエンゲージメントにも拘わらず投資先企業の取組みに改善がみられない場合のエスカレーションプロセスについて明確化を図ります。 ●会議案について、当社の議決権行使ガイドライン及び議案判断基準に基づき、自社で議決権行使を実施してまいります。なお、親会社等、利益相反の観点から最も重要な会社の議案に限り、当社ガイドラインに基づく議決権行使助言会社からの助言を活用いたします。 ●コーポレートガバナンスや議決権行使をめぐる環境変化を踏まえ、投資先企業の持続的成長につながる判断に向け、引き続き議決権行使ガイドライン及び議案判断基準の見直しを適宜適切に行ってまいります。 ※「議決権行使ガイドライン及び議案判断基準」の改定を公表（2021年4月1日）。エンゲージメントの実効性を高めることを目的に、投資先企業の環境・社会課題への取組みに関しての当社の考え方をメッセージとして発信しました。
6	顧客・受益者への報告	＜本年度の課題・対応方針＞ ●スチュワードシップ・レポートをはじめ、情報発信・報告内容の充実に取組むとともに、スチュワードシップ活動の更なる高度化に向け、積極的に基盤整備を行ってまいります。 ●日本版スチュワードシップ・コード対応の「スチュワードシップ活動報告書（スマートフォーマット）」の普及に努めるとともに、スチュワードシップ・レポート等報告内容の更なる充実を図ってまいります。 ＜本年度の取組み＞ 【アセットオーナーへの報告】 ●年金基金等アセットオーナーに対し、個別要請に基づきスチュワードシップ活動全般の報告を定期的に実施。 【スチュワードシップ・レポートの作成・内容充実】 ●スチュワードシップ活動年次報告書「アセットマネジメントOne スチュワードシップ・レポート2020/2021」を発行。 ●本年度は、同レポートにおいて、スチュワードシップ活動でのTCFDへの対応も含め、気候変動への取組み内容等を詳細に開示。 【エンゲージメント活動の見える化】 ●エンゲージメント内容を全て記録するとともにマイルストーンで把握・管理し、投資先企業が抱える課題の解決に向けた取組み状況及びエンゲージメントの成果を見える化。 【スマートフォーマットの普及促進】 ●運用機関が業界横断で顧客・受益者への報告等実務課題の解決に取組む「ジャパン・スチュワードシップ・イニシアティブ（JSI）」を通じ、スマートフォーマットの改善、採用の働きかけ等実施。 ＜今後の課題・対応方針＞ ●内部監査や第三者監査等を含めた責任投資プロセスの透明化について検討します。 ●スチュワードシップ・レポートをはじめ、引き続き情報発信・報告内容の充実に取組むとともに、スチュワードシップ活動の更なる高度化に向け、積極的に基盤整備を行ってまいります。 ●日本版スチュワードシップ・コード対応のスチュワードシップ活動報告書（スマートフォーマット）の普及に努めるとともに、スチュワードシップ・レポート等報告内容の更なる充実を図ってまいります。

スチュワードシップ活動に関する自己評価

7	スチュワードシップ活動のための実力向上と自己評価の公表	＜本年度の課題・対応方針＞ ●スチュワードシップ活動に係る国内外の情報収集力の強化を継続してまいります。 ●当社経営陣は、スチュワードシップ活動の重要性を認識するとともに、資金運用業務に関する経験豊富な人材の配置など、継続的な経営資源の投入に努めてまいります。 ●インベストメントチェーンへの働きかけの一環として、他の投資家との意見交換も積極的に行い、本邦スチュワードシップ活動の質的向上に取組んでまいります。 ●スチュワードシップ・コードの原則・指針毎に自己評価を実施し、当社ウェブサイト及びスチュワードシップ・レポート等で積極的に開示してまいります。 ＜本年度の取組み＞ 【経営陣の取組】 ●ICGN 20周年Yearbookへの寄稿やマスコミへの取材対応等、経営トップ自らがESG投資への取組みについて積極的に情報を発信。 ●ESG専門部署である「責任投資グループ」に加え、新たにコーポレート・サステナビリティを推進する「サステナビリティ推進室」、運用部門に「サステナビリティ・インベストメント・チーム（SIT）」を設置。スチュワードシップ活動の推進体制を強化。 【環境・社会課題解決に向けた取組み】 ●経済産業省、環境省等主催の各種検討会の委員やオブザーバーを派遣。 ●機関投資家の気候変動アクション・イニシアチブ「Climate Action 100+」等気候変動への取組みを強化。 ●2050 年ネット・ゼロを目指すグローバルのイニシアティブ「Net Zero Asset Managers Initiative」に、国内運用会社として初めて参画。 ●グローバル投資家の署名イニシアティブ「FAIRR」に参画。 ●女性役員比率の向上を目指す「30%クラブ/インベスターグループ」への取組み等ダイバーシティの推進に向けた取組みを強化。 ●医薬品アクセスの向上を目指す「Access To Medicine」への参画等、グローバルな社会課題の把握強化。 ●サステナビリティ会計基準審議会「SASB」に加え、今年度加盟した国際統合報告評議会「IRC」や「ESG情報開示研究会」での活動を通じ、効率的・効果的なESG情報開示フレームワーク・基準策定にむけて投資家や投資先企業と協働。 【自己評価の実施・公表】 ●「2019年度スチュワードシップ活動に関する自己評価」を当社ウェブサイト等で公表。 ●2020年度のスチュワードシップ活動も原則・指針毎に分析した結果、概ね適切に行われたと評価。 【外部評価の取得】 ●PRIアセスメントの戦略及びガバナンスにおいて、昨年に引き続き「A+」の評価を獲得。資産別にはインハウス運用の株式に加え、債券の各項目においても「A+」の評価を獲得。 ●Asia Asset Management Award 「2021 Best of the Best Awards」において、Best ESG Engagement Initiativeを受賞。 ●みずほ総合研究所「運用機関が行うスチュワードシップ活動に関する調査（2019年）」で連続1位獲得。 ＜今後の課題・対応方針＞ ●グローバルイニシアティブ等との連携を深化させ、国内外の情報収集と課題解決に向けた取組み強化を継続してまいります。 ●顧客・受益者を含めたステークホルダーとのエンゲージメントを強化し、その内容を公表してまいります。 ●投資先企業の中長期的な企業価値向上に資するスチュワードシップ活動を実施し、適切な自己評価を行い、より具体的な取組み内容を当社ウェブサイト及びスチュワードシップ・レポート等で公表してまいります。

第一生命保険

責任投資活動における主な取組み

2050年運用ポートフォリオのカーボンニュートラルをコミット

温室効果ガス（GHG）排出量削減中間目標を策定

- ✓ 上場株式・社債・不動産ポートフォリオにおけるGHG排出量を2025年までに25%削減（2020年3月末比）
- ✓ エンゲージメントを通じて投資先企業の気候変動問題への取組みを後押し

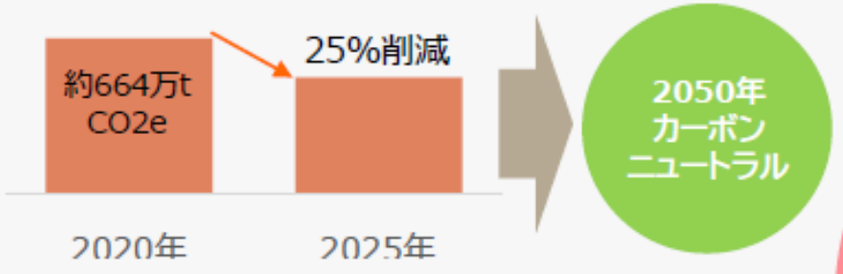

カーボンニュートラル実現に向けて

スチュワードシップ活動

サステナブルな社会構築に向けた企業の取組みを後押し

- ✓ 新型コロナ対応・気候変動対応・ガバナンス実行性向上など、社会の外部環境の変化に沿った重要課題をエンゲージメントのテーマに設定

イニシアティブを通じた協働エンゲージメントを実施

- ✓ エンゲージメント活動の効果を高める取組みとして、機関投資家協働対話フォーラムや生命保険協会WGなどを通じた協働エンゲージメントを実施

ESGテーマ型投資、ESGインテグレーション

グローバルイニシアティブへの参画

ESG投資の拡大とインパクトの創出

約9,400億円：ESGテーマ型投資

約3,900億円：気候変動問題ソリューション投資

約80万トン：投資によるGHG削減寄与

ESGインテグレーションの高度化

- ✓ リサーチにおけるESGインテグレーションの精緻化、不動産の投資基準へのESG要素の組込みなど

「Net-Zero AOA」に国内で初めて加盟

※Net-Zero Asset Owner Alliance:運用ポートフォリオの2050年ネット・ゼロを目指すグローバル機関投資家イニシアティブ

「GFANZ」のCEOプリンシパルメンバーにアジアで唯一選出

※Glasgow Financial Alliance for Net Zero:
金融業界におけるネット・ゼロイニシアティブの取組みを統合し、金融業界全体の脱炭素化を目指す戦略フォーラム

ESG投資の基本方針

- ◆ 中長期視点で幅広い資産を保有する機関投資家（ユニバーサル・オーナー）として、ESG投資を資産運用の柱として位置づけ、運用収益の獲得と社会課題解決の両立を目指します。
- ◆ “第一生命らしい”ESG投資として、「ポジティブ・インパクトの創出」や「エンゲージメント」に力点を置いた取組みを推進します。

運用方針・運用プロセスへのESGの組込

全資産の運用方針・運用プロセスへESG要素を組込（2023年度までを目標とし、早期完了を目指す）

- 運用収益獲得と社会課題解決を両立する資産ポートフォリオの構築を目指す
- 各資産の運用方針やポートフォリオ構築プロセス、社内投融資ランクへのESG要素組込により、全資産で気候変動リスク等を踏まえた投資判断を実施

社会課題の解決に向けた投融資

社会課題解決に資する資産への投融資を通じて社会へのポジティブ・インパクトを創出（2023年度迄に累計投資金額を倍増以上）

- 気候変動の緩和やSDGｓ達成に資する事業の推進に取り組む機関・事業へ積極的に投融資
- 革新的なイノベーションの創出に向け、成長企業・ベンチャー企業への投資（インパクト投資）を拡大
- 社会的インパクトのモニタリング手法を確立し情報開示を強化

ESG取組促進に向けたスチュワードシップ活動

投資先企業とのエンゲージメントを通じて、社会課題解決に向けた企業の取組みや行動変容を後押し

- 投資先企業のESG課題に応じた情報提供および解決策の提案を実施
- 「気候変動の緩和」に向け、企業の気候変動取組みや情報開示を促進
- 投資先企業を含む社会全体への影響力の発揮に向け、国内外の協働エンゲージメント団体やイニシアティブ等へ積極的に参画
- 成長ステージ毎に異なる投資先企業の課題に寄り添ったエンゲージメントを通じて、対話内容も踏まえた適切な議決権行使を実施

責任投資の推進体制

- ◆ 社外委員が過半を占める「責任投資委員会」の審議を経て責任投資に関する方針等を策定するとともに、特に重要な内容については、取締役会や経営会議にも報告を行っています。
- ◆ また、実務担当者で構成される「責任投資会議」における進捗フォロー・議論等を通じて、資産運用部門全体の取組みを推進し、PRIの年次アセスメント結果を活用してグローバル水準を踏まえた取組みのレベルアップを実施しています。
- ◆ さらに、2020年度よりESGアナリストを新設し資産横断的なESG分析を実施する等、更なる高度化を行っています。

取締役会

経営会議

重要な方針の改訂、議決権行使・対話活動などの報告

責任投資委員会　社外委員３名･社内委員２名

主な議題：責任投資関連の方針、重要な議決権行使議案の審議

報告

責任投資会議

主な議題：責任投資関連の方針策定、PRIアセスメント振返り、各部取組みの進捗フォロー

責任投資の
グローバルな動向等の共有

取組実績・進捗報告

資産運用部門

ESG投資　**責任投資**　**スチュワードシップ活動**

アｾｽﾒﾝﾄ
結果受領

年次
ﾚﾎﾟｰﾄ提出

Signatory of:

PRI Principles for Responsible Investment

2006年に公表。**責任投資のグローバルスタンダード。**
持続可能な社会の実現のため、ESG課題を投資判断に組込むことを提唱。

これまでの取組みと2020年度の振り返り

- ◆ 2015年のPRI署名以降、ESG投資の取組みを拡大させ継続的なレベルアップに取り組んでいます。
- ◆ 2020年度は、引き続き「気候変動」を重点テーマに掲げESGテーマ型投資の投融資を積極的に推進したほか、外国株式の運用目標にESG指数を採用、ESGリサーチへ気候変動や廃棄プラスチック問題を組み込むなど、ESGインテグレーションの高度化に取り組みました。

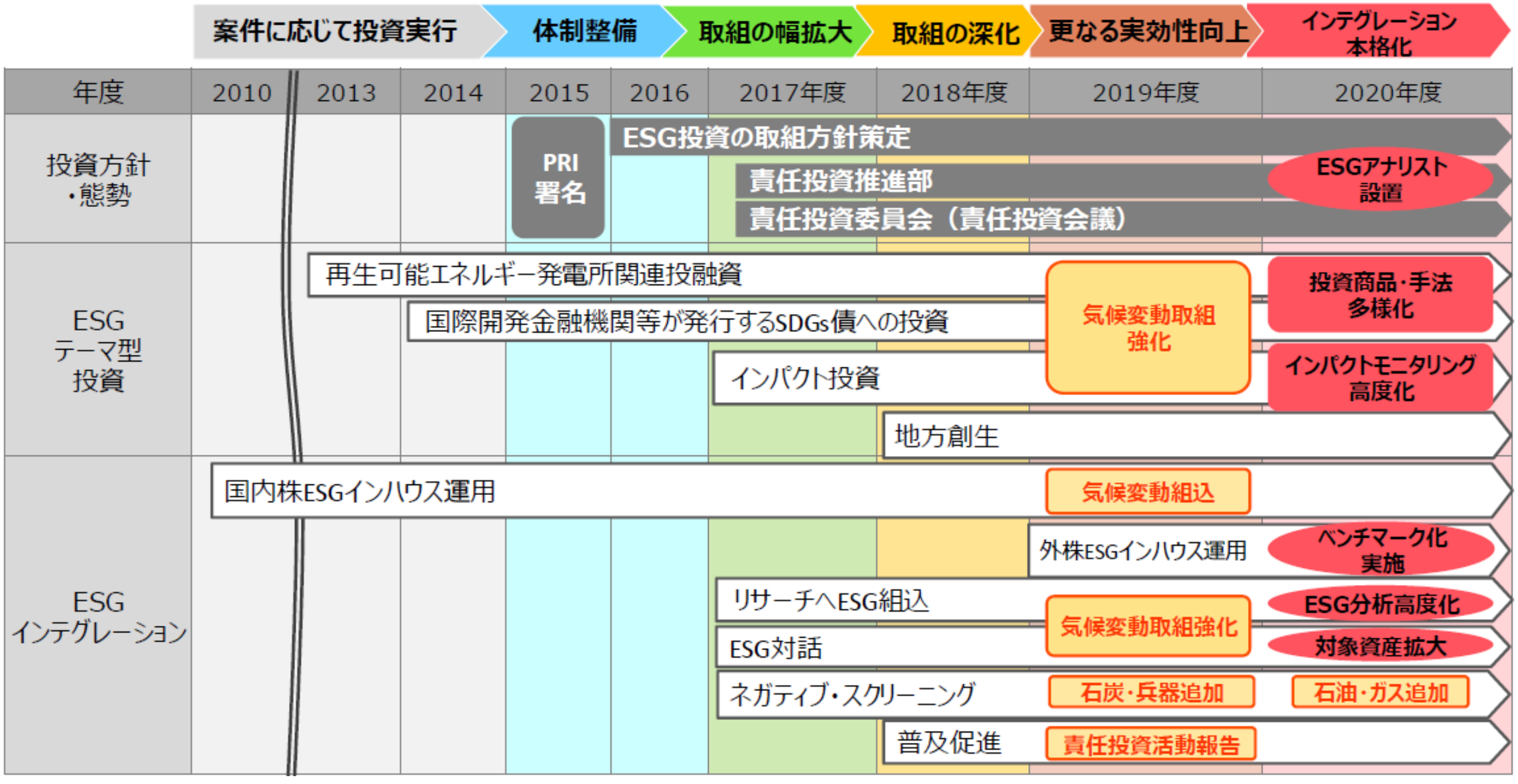

2021年度 責任投資の取組方針

ESGインテグレーション

全資産の運用プロセスにESGを組込
（2023年度完了を目標）

◆ 全資産へのESG組込に向けた態勢整備

- ✓ 2020年度、ソブリン（国債）資産でも社内信用ランク設定時にESG分析を反映させる体制を構築
- ✓ また外国株式資産では、運用目標（ベンチマーク）にESG指数を採用
- ✓ 今後は、運用目標（ベンチマーク）への**ESG指数採用拡大**や、**外部委託資産におけるESG要素反映**高度化などを検討・実施

◆ ESGリサーチ体制の更なる強化

- ✓ 2020年度、新たに「ESGアナリスト」を設置し、「気候変動」や「廃棄プラスチック問題」に関する重点分析を通じて資産横断的なESG分析体制を強化
- ✓ 新たなESG課題（「**自然資本の持続可能性向上**」や「**人権尊重・ダイバーシティ推進**」）に対する評価手法検討やリサーチへの組込みを実施するとともに、ESGアナリストと各運用フロント・アナリストとの連携強化を通じて企業評価高度化

基本方針

ESGテーマ型投資

重点的な社会課題の解決に向けた投融資推進
（2023年度迄に累計投資金額を倍増以上）
※2019年度末約5,500億円対比

◆ 社会課題解決に資する投資の積極推進

- ✓ 当社ESG投資における重点テーマをはじめ、新たなESG課題への対応や、当社グループの新ビジョン“Protect and improve the well-being of all”（全ての人々の幸せを守り、高める。）の実現に貢献するテーマを積極的に発掘・投資

- ✓ SDGs債、SDGs事業への投資に加え、革新的なイノベーションの創出に向けた成長企業・ベンチャー企業への投資（**インパクト投資**）にも積極的に取り組む
- ✓ 特に「脱炭素」に向けた取組みを支援する「**トランジション・ファイナンス**」を積極的に推進
- ✓ 化石燃料による新規の火力発電プロジェクトファイナンス（石炭・石油・ガス※を含む）は行わない
※石油・ガスについては、2021年度から対象に追加

スチュワードシップ活動の2020年度振り返り

（対象期間：2020年7月～2021年6月）

- ◆ 2020年度は、エンゲージメント対象先として、保有金額や株主順位上位等の重要性を踏まえつつ、重点対話テーマ「気候変動・廃プラ・新型コロナ等」が重要な経営課題となりうる企業などを選定し、計248社と原則webで対話を実施しました。
- ◆ コーポレートガバナンスコードの改訂や、新型コロナ感染症拡大の影響で、ガバナンスと経営戦略に関する新規課題設定の割合が高まりました。

全保有銘柄 約1,500
（一般勘定・特別勘定含む）

保有金額・株主順位上位

重点テーマ
気候変動・廃プラ・新型コロナ等 90社

＋

成長戦略 34社

＋

主要テーマ等 135社

＝

248社 ※重複あり

気候変動や廃プラ、新型コロナ対応が重要な経営課題となりうる企業

成長期のステージにある企業
（成長戦略に関する対話を通じて、企業の成長を後押し）

主要3テーマ（ESG・経営戦略・財務戦略）に関する課題がある企業、投資金額が大きい企業

248社と対話を実施

ポートフォリオの時価総額の約6割をカバー

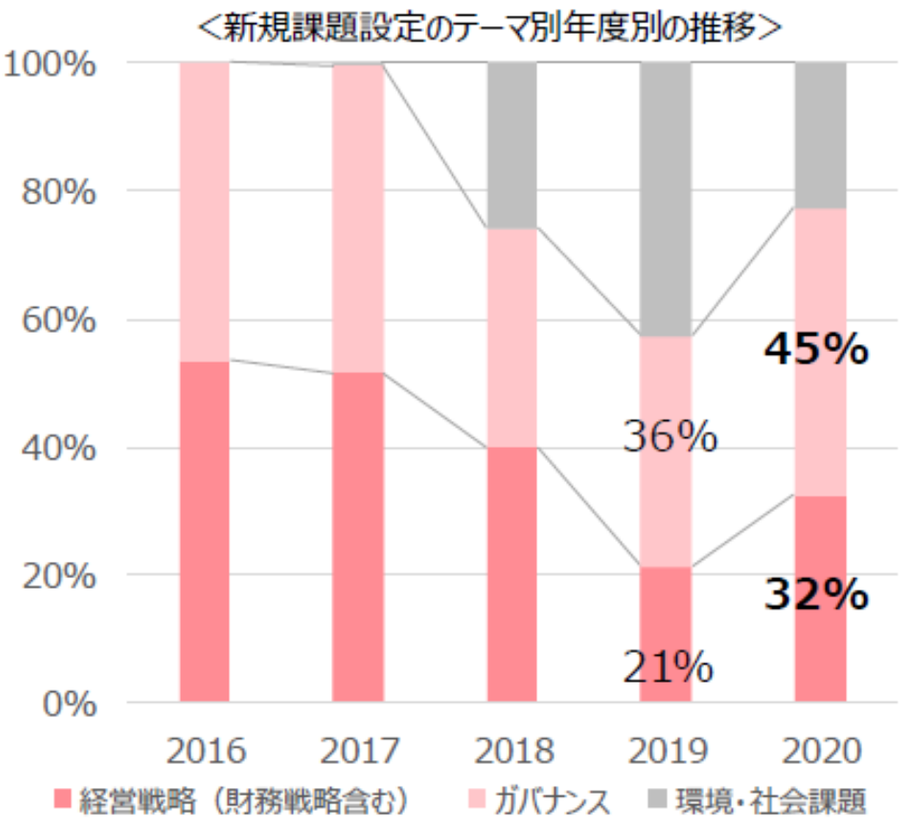

2021年度 責任投資の取組方針

エンゲージメント

企業の重要課題解決に向けたエンゲージメントを強化
気候変動対応・ガバナンス実行性向上など、サステナブルな社会構築に向けた取組みを後押し

◆ 気候変動エンゲージメントの強化

- ✓ ネットゼロ・アセットオーナー・アライアンスの目標設定ガイドラインに基づき、エンゲージメントに関する目標を設定のうえ、特に**排出量上位50社の投資先企業**に対して、目標水準の一層の引き上げ・実行を積極的に後押し
- ✓ TCFDへの賛同、気候変動がもたらす財務インパクトの情報開示促進、ESGアナリストによる企業の気候変動取組の分析・提言など、気候変動関連のエンゲージメントを強化

◆ 経営戦略に関するエンゲージメントの深堀り

- ✓ 企業の**存在意義（パーパス）や経営理念とビジネスモデルの一貫性**を確認しつつ課題を共有
- ✓ 企業価値を最大化させる**事業戦略**、資本コストを上回る資本効率を実現する**財務戦略**、新型コロナウイルス感染症拡大など外部環境の激変を踏まえた**サステナブルな経営戦略**を見極め（ビジネスモデル変革、サプライチェーン再構築、DX対応等）

◆ コーポレート・ガバナンスの実効性向上

- ✓ コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえ、**取締役会の多様性・選定プロセス**に課題を有する企業に対し、ビジネスモデル上必要と認められるスキル・マトリックス等を踏まえて課題提起

◆ ESGに関する重要テーマの組み込み

- ✓ ESGの重要テーマである「**自然資本の持続可能性向上**」や「**人権尊重・ダイバーシティ推進**」について調査のうえ、重点企業についてはエンゲージメントテーマへ組み込み

◆ 国内外における協働エンゲージメントの推進

- ✓ イニシアティブにおける協働エンゲージメントへ積極的に参画し、企業への影響力を発揮

THE NET-ZERO ASSET OWNER ALLIANCE
一般社団法人 機関投資家協働対話フォーラム Institutional Investors Collective Engagement Forum
一般社団法人 生命保険協会
Climate Action 100+ Global Investors Driving Business Transition
30% Club GROWTH THROUGH DIVERSITY

2020年7月～2021年6月株主総会における議決権行使結果

2020年7月～2021年6月に株主総会が開催された国内上場企業のうち、当社が議決権行使の指図を行った企業数は1,521社、議案数は、親議案ベース（※1）で5,071議案、子議案ベース（※2）で16,097議案でした。
議決権行使結果の詳細は以下のとおりです。

※1 親議案ベース：1議案のなかに複数の取締役等の選任案が含まれている場合にも1議案としてカウント
※2 子議案ベース：複数の取締役等の選任議案についてそれぞれ1議案としてカウント

Ⅰ．議決権行使結果（企業数ベース）

	合計 ①	会社提案に全て賛成	会社提案に1件以上反対 ②	反対比率 ②/①
議決権行使の対象企業数	1,520	1,275	245	16.1%

※株主提案のみの企業1社を除く

Ⅱ．議案種類毎の議決権行使結果（親議案ベース）

会社提案議案		合計 ①	行使結果 賛成	行使結果 反対 ②	反対比率 ②/①
会社機関に関する議案	取締役の選解任	1,473	1,330	143	9.7%
	監査役の選解任	1,235	1,179	56	4.5%
	会計監査人の選解任	32	32	0	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬	685	655	30	4.4%
	退任役員の退職慰労金の支給	83	70	13	15.7%
資本政策に関する議案（定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,012	997	15	1.5%
	組織再編関連	32	32	0	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	39	27	12	30.8%
	その他資本政策に関する議案	39	39	0	0.0%
定款に関する議案		309	307	2	0.6%
その他の議案		1	1	0	0.0%
合計		4,940	4,669	271	5.5%

株主提案議案		合計 ①	行使結果 賛成	行使結果 反対 ②	反対比率 ②/①
会社機関に関する議案	取締役の選解任	14	2	12	85.7%
	監査役の選解任	2	1	1	50.0%
	会計監査人の選解任	0	0	0	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬	3	0	3	100.0%
	退任役員の退職慰労金の支給	0	0	0	0.0%
資本政策に関する議案（定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	11	0	11	100.0%
	組織再編関連	0	0	0	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	1	0	1	100.0%
	その他資本政策に関する議案	6	0	6	100.0%
定款に関する議案		93	1	92	98.9%
その他の議案		1	0	1	100.0%
合計		131	4	127	96.9%

※1：監査等委員会設置会社における、監査等委員である取締役の選解任は、「監査役の選解任」に分類
※2：「役員報酬」とは、役員報酬額改定・ストックオプションの発行・業績連動型報酬制度の導入・改定、役員賞与等
※3：「組織再編関連」とは、合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
※4：「その他資本政策に関する議案」とは、自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等
※5：会社提案かつ株主提案である議案がある場合には、会社提案としてカウント
※6：棄権・白紙委任については該当無し

Ⅲ．議案種類毎の議決権行使結果（子議案ベース）

会社提案議案		合計 ①	行使結果 賛成	行使結果 反対 ②	反対比率 ②/①
会社機関に関する議案	取締役の選解任	11,499	11,325	174	1.5%
	監査役の選解任	2,221	2,153	68	3.1%
	会計監査人の選解任	32	32	0	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬	685	655	30	4.4%
	退任役員の退職慰労金の支給	83	70	13	15.7%
資本政策に関する議案（定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	1,012	997	15	1.5%
	組織再編関連	32	32	0	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	39	27	12	30.8%
	その他資本政策に関する議案	39	39	0	0.0%
定款に関する議案		309	307	2	0.6%
その他の議案		1	1	0	0.0%
合計		15,952	15,638	314	2.0%

株主提案議案		合計 ①	行使結果 賛成	行使結果 反対 ②	反対比率 ②/①
会社機関に関する議案	取締役の選解任	26	2	24	92.3%
	監査役の選解任	4	3	1	25.0%
	会計監査人の選解任	0	0	0	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬	3	0	3	100.0%
	退任役員の退職慰労金の支給	0	0	0	0.0%
資本政策に関する議案（定款に関する議案を除く）	剰余金の処分	11	0	11	100.0%
	組織再編関連	0	0	0	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	1	0	1	100.0%
	その他資本政策に関する議案	6	0	6	100.0%
定款に関する議案		93	1	92	98.9%
その他の議案		1	0	1	100.0%
合計		145	6	139	95.9%

※1：監査等委員会設置会社における、監査等委員である取締役の選解任は、「監査役の選解任」に分類
※2：「役員報酬」とは、役員報酬額改定・ストックオプションの発行・業績連動型報酬制度の導入・改定、役員賞与等
※3：「組織再編関連」とは、合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
※4：「その他資本政策に関する議案」とは、自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等
※5：会社提案かつ株主提案である議案がある場合には、会社提案としてカウント
※6：棄権・白紙委任については該当無し

スチュワードシップ・コードへの対応状況（自己評価）

原則	取組状況	自己評価
原則１ 方針の策定・公表	● 2019年4月、2020年7月に「スチュワードシップ活動の取組方針」を以下のとおり改正し、公表しました。 ✓ 英国スチュワードシップ・コードの動向やPRIアセスメント結果等も踏まえ、国内社債および国内未上場投資先をスチュワードシップ活動の対象として含む記載に修正 ✓「スチュワードシップ責任」の定義に「サステナビリティの考慮」を追加するとともに、当社のスチュワードシップ活動の目的として、従来の「中長期的な投資リターンの維持・拡大」に加え、「地域や社会の課題解決に資すること」を新たに追加	● 国内外の動向を踏まえた方針の改正・公表等を通じて、適切に実施していると評価しています。
原則２ 利益相反管理	● スチュワードシップ活動に関するガバナンス態勢の強化などを目的として、2017年4月に責任投資委員会を設置し、2018年4月からは、社外委員3名、社内委員2名（うち1名は利益相反管理を所管するコンプライアンス統括部担当執行役員）とし、社外委員過半の体制としています。 ● 保有金額が大きい企業や社会的な注目度が非常に高い企業・議案など、特に重要な議決権行使については責任投資委員会で審議のうえ決定するとともに、重要な議決権行使については、全件を責任投資委員会へ報告しています。	● 責任投資委員会の設置や運営等を通じて適切に実施していると評価しています。
原則３ 投資先企業の的確な把握 **原則４** 企業との対話	● 業績や財務状況等の定量的な把握に加え、ガバナンスや環境・社会課題（2020年度は特に気候変動への対応）など非財務情報の収集・分析に努め、投資先企業の中長期的な利益成長性評価を行っています。 ● 2020年4月には、ESGアナリストを新たに配置しており、ESGに関する調査を深め、当該調査結果を社内レーティングや投資判断へ有機的につなげることで、ESGインテグレーションの高度化を図っています。 ● 2018年度から2020年度の3ヵ年累積で、国内株式ポートフォリオの時価総額の約9割の企業とエンゲージメントを実施しました。 ● 2020年度に対話を実施した約6割の企業では、役員との面談となるなど、対話先の経営層と当社が考える課題の共有を図りました。 ● 2021年2月にTHE NET-ZERO ASSET OWNER ALLIANCEに加盟し、GHG排出量上位50社とのエンゲージメントを実施予定です。生保協会のスチュワードシップ活動WGにおける協働エンゲージメント、Climate Action100+および機関投資家協働対話フォーラムといった国内外のイニシアティブへの参画にも継続的に取り組んでいます。	● **非財務情報のより網羅的・体系的な組み込みや、新たに参画したイニシアティブを含むエンゲージメントの実効性向上、協働エンゲージメント参画を通じた当社エンゲージメント高度化が課題**だと考えています。

スチュワードシップ・コードへの対応状況（自己評価）

原則	取組状況	自己評価
原則５ 議決権行使	● 2020年度は、国内上場企業1,520社の全ての議決権を責任投資推進部において行使しました（議決権行使助言会社のサービスは利用しておりません）。 ● 責任投資委員会の審議を踏まえ、2021年3月に議決権行使基準の改正を実施し、その内容を公表しました。なお、改正基準の適用時期については、改正基準の内容毎に、企業が適切な対応が可能だと考えられる期間を設定しています。 ● 議決権行使における議案種類毎の集計結果および個別の投資先企業・議案毎の賛否結果について4半期毎に開示していますが、2019年1月分からは、個別の反対理由を含めた開示を開始し、2020年4月分からは、特に説明を要すると判断した議案については賛否を問わず、その理由を開示しています。	● 議決権行使基準の見直しや、賛否理由の開示を含む行使結果の公表などを通じて適切に実施していると評価しています。
原則６ 定期的な報告	● スチュワードシップ活動全体の取組状況については、年度毎に「スチュワードシップ活動報告」（2018年度分からは「責任投資活動報告」）としてホームページにおいて公表しています。 ● 議決権行使については、議決権行使基準の全体とその改正予定、議決権行使の四半期毎の行使結果をそれぞれホームページにおいて公表しています。	● スチュワードシップ活動を含む責任投資に関するホームページでの開示などを通じて適切に実施していると評価しています。
原則７ 実力の具備	● 2017年4月に責任投資推進部を設置し、本組織にスチュワードシップ活動に関する人員・機能を集約することで、スチュワードシップ活動に係る取組みの高度化、ノウハウの蓄積、人財の育成を図っています。 ● 外部有識者を講師に招き、企業を取り巻く環境・社会課題に関する知識の習得や対話スキル向上に向けた社内勉強会を定期的に開催しました。 ● 生命保険協会のスチュワードシップ活動WGで実施された外部有識者・投資家を招いた意見交換会に参加しました。 ● 気候変動関連への対応について、他金融機関や、参加しているTHE NET-ZERO ASSET OWNER ALLIANCE等のイニシアティブとの間で、積極的に意見交換を実施しました。	● 責任投資推進部の設置による人員・機能の集約や、社外の有識者・投資家との勉強会や意見交換会への参加などを通じて適切に実施していると評価しています。

（参考）2020年　PRIアセスメント結果

◆ 2020年PRIアセスメントでは、４分野で最高評価「Ａ＋」を獲得し、３年連続で全分野でグローバル中央値以上の評価を獲得しました。

分野	2019年（評価期間:2018/1～12）		2020年（評価期間:2019/1～12）		結果を踏まえた今後の主な取組み
	当社評価	（中央値）	当社評価	（中央値）	
戦略とガバナンス	A	（A）	**A+**	（A）	✓ 運用ポートフォリオ全体の体系的な気候変動リスク分析・社会的インパクトの測定手法の確立
上場株投資	A	（B）	**A+**	（A）	✓ 外国株式運用のベンチマークにESGインデックスを採用
ｽﾁｭﾜｰﾄﾞｼｯﾌﾟ活動	A+	（B）	**A+**	（B）	✓ 対話事例等について開示拡充を検討
債券投資	A	（B）	**A**	（B）	✓ 国債等においてもESG分析を踏まえた社内ランクの設定を検討
不動産投資	A+	（B）	**A+**	（B）	✓ 当社CO2排気量削減に向けた保有不動産の対応強化（再エネ化・環境認証取得等）

※債券投資は、4分野（国債等、社債（金融）、社債（非金融）、証券化商品）の平均を記載

※2020年８月末時点のPRI署名機関数：3,311社

※2021年ＰＲＩアセスメント結果の発表は遅れる見込みであるため、昨年の結果を掲載しております。